

令和 2 年

第 3 回定例輪之内町議会会議録

令和 2 年 9 月 4 日 開会
令和 2 年 9 月 15 日 閉会

輪之内町議会

第3回定例輪之内町議会会議録目次

9月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第42号（提案説明・質疑・討論・採決）	14
議第43号（提案説明・質疑・討論・採決）	16
議第44号（提案説明・質疑・討論・採決）	17
議第45号（提案説明・質疑・討論・採決）	27
議第46号（提案説明・質疑・委員会付託）	30
議第47号（提案説明・質疑・委員会付託）	35
議第48号から議第52号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	36
議第53号（提案説明・質疑・委員会付託）	40
議第54号（提案説明・質疑・討論・採決）	42
散会	45

9月15日

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	48
説明のため出席した者	48
職務のため出席した事務局職員	48
開議	49
諸般の報告	49

一般質問	49
3番 土井田崇夫議員	49
2番 林 日出雄議員	55
6番 上野賢二議員	65
5番 浅野 進議員	72
1番 大橋慶裕議員	74
9番 田中政治議員	79
議案上程	90
町長提案説明	90
議第46号、議第47号及び議第53号（委員長報告・質疑・討論・採決）	91
議第48号から議第52号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	97
議第55号（提案説明・質疑・討論・採決）	107
発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）	109
閉会	111
会議録署名議員	112

令和 2 年 9 月 4 日開会 第 3 回定例輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

令和 2 年 9 月 4 日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議第42号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第44号 専決処分の承認について
令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議第45号 専決処分の承認について
G I G Aスクール用コンピュータ導入に係る売買契約の締結について
- 日程第10 議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議第47号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第48号 令和元年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議第49号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議第50号 令和元年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議第51号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議第52号 令和元年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議第53号 輪之内町空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程第18 議第54号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第18までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田中久晴
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
産業課長	松井和明	代表監査委員	野々垣昌司

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。
令和2年第3回定例輪之内町議会を開会いたします。
ただいまの出席議員数は9名です。
令和2年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、4番 浅野重行君、9番 田中政治君を指名します。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。
この定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。
よって、この定例会の会期は本日から9月15日までの12日間と決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和元年度5月分、令和2年度5月分、6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から令和元年度健全化判断比率等の報告がありました。
令和元年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。
本日は代表監査委員に出席していただいておりますので、御報告をお願いいたします。
代表監査委員 野々垣昌司君。

○代表監査委員（野々垣昌司君）

おはようございます。

御指名をいただきましたので、監査の結果について御報告させていただきます。

今回報告します令和元年度の監査報告ですが、年度当初に平成から令和への改元がありましたので、平成31年度分を含めて令和元年度の監査報告としておりますので、よろしく願いをいたします。

令和元年度の輪之内町一般会計並びに各特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を高橋愛子監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表してお手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度の各会計歳入歳出決算及び証書類並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査いたしました。

審査の対象とした会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、児童発達支援事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計の5つの会計並びに各基金の運用状況について審査の対象といたしました。

審査の実施日は、令和2年7月21日から22日の2日間にわたり実施いたしました。

審査に当たりましては、予算が適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、決算書、附属書類などに基づきながら、併せて関係職員の説明を聴取する形で実施しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係帳簿及び証書類と合致しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況、審査の意見については、この意見書に記載したとおりであります。

最後になりますが、最近は異常気象による豪雨等の災害が全国各地で発生しております。現在も日本の南海上には非常に強い台風が発生しており、今後も台風シーズンを控えて災害の発生が懸念される状況にあります。災害時において避難勧告等を発令するタイミングについては、大変難しい判断が必要になると考えますが、当町で最も懸念される水害時における避難勧告等の発令については、予防的避難をも考慮し、町民が広域的に自主避難できる時間的余裕を持って発令されるよう検討いただければと思います。

一方、新型コロナウイルスの感染は、全国的な感染防止対策の実施にもかかわらず、いまだに終息することなく感染が続いておりますので、引き続き感染防止に向けた対応策を講じていただければと思います。

また、このコロナウイルスの感染は、長期化するほど今後の地方財政にも大きな影響を与えるものと考えられますので、限られた財源の効率的な活用に一層努められ、真に住民に必要な安心で安全な住みやすいまちづくりを進められますよう期待するものであります。

以上のお通り、令和元年度の決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、今後とも町政の公正かつ効率的な運営のため、その使命を全力で果たしてまいりますので、議会並びに町執行部の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

ありがとうございました。

野々垣昌司代表監査委員には御退場をお願いいたします。

（代表監査委員 野々垣昌司君退場）

○議長（小寺 強君）

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のお通りです。

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本日、ここに令和2年第3回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中、御出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

御案内のように、コロナ禍は終息のめどが不透明な状況であります。岐阜県では、去る9月1日に岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会等が開催されました。その席上、知事からは、7月末に県独自に発しました「第2波非常事態宣言」、その解除をする旨の発言がありました。7月の段階では、名古屋市への往来、お酒を伴う飲食の回避、または慎重な行動、そしてクラスター感染の終息を中心とした対策を講ずるよう県民に要請をしておりましたが、8月末に行われた専門家会議の意見で、県民皆様の真摯な行動が功を奏し、県内における感染状況は落ち着きつつあるとされたためであります。

また、同日の新型コロナウイルス感染症対策協議会では、新たな波に備えた総合対策を講ずることとされ、併せて心ない風評や偏見、差別をストップし、思いやりと感謝を促す「ストップコロナ・ハラスメント宣言」が42市町村長の連名で発することとされたところであります。

新たなフェーズを迎えつつあるわけですが、私たちはこれまでのとおり、感染症対策の基本である3密の回避、マスクの着用、ソーシャルディスタンス確保などの徹底に努め、感染を最小限に食い止める不断の努力が必要と考えております。

一方、国政に目を向けますと、8月28日に大きな衝撃が日本中、そして世界に走りました。7年8か月もの長期にわたった安倍政権があっけなく終えんするというものであります。病気による退任という不本意な形だけに、首相自身にやり残したことへの思いは強いのではないかとおもなばかっております。

現在、我が国を取り巻く状況は、かつてなく厳しい状況であります。

新型コロナウイルス感染症による経済の急激な落ち込み、これはリーマンショックを上回る状況となっております。その意味ではアベノミクスによる経済成長を帳消しにしてしまうほどの想像を絶するダメージのある状況だと、そんなふうに思っております。

今後、経済再興を成し遂げるためには成長を阻害する要因を取り除いていく政策が必要であり、アフターコロナ時代に適応した産業構造へと再編していくことが急務なのであろうと、そんなふうに思っております。

また、外交政策においても、経済面で最も関係の深い中国との関係を維持しつつ、米国を中心とする保護主義が台頭する世界経済を安定的に成長させるためにも、日本の果たすべき役割は依然として大きいと思われまます。

新政権を誰が率いることになろうと、その改革の理念や方策を早期に示していただくこと、同時に丁寧な説明を求めていきたいと考えております。

私ども地方自治体の運営においても、国の動向を注視し、その方策に左右されるリスクを念頭に入れながらも、町民の負託、そしてその幸せのために不断の努力をしてまいりる所存でございます。御理解をよろしくお願いいたします。

それでは、本日提出させていただきます議案についての御説明をいたします。

提出議案の内訳は、人事案件2件、専決処分の承認2件、補正予算2件、決算認定関係5件、条例制定1件、条例一部改正1件の合計13件でございます。

それでは、議案の概要を順次御説明申し上げます。

人事案件である議第42号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となることから、地方自治法第423条第3項の規定により、委員の選任につき議会の同意を求めるものであります。

また、議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまし

ては、委員4名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了につき同意を求めるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命につき議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、専決処分の承認についてです。

まず、議第44号の令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）であります。今回は新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を活用し、各種感染症対策事業を実施しようとするものであります。新型コロナウイルス感染症への対応のうち、9月議会まで待つのでなく、早急に実施すべきと判断される事業予算を8月18日付にて専決処分をさせていただきました。したがって、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものでございます。

後ほど担当課長から詳細説明をさせます。私からは、その概要を順次御説明いたします。

今回の補正予算（第3号）の規模は、歳入歳出それぞれ1億1,368万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,924万9,000円と定めたものでございます。

なお、計上した事業については、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の第2次交付分のほか、コロナの感染予防対策を目的とする国や県の補助金を財源として実施するものが主なものであります。

それでは、歳出予算から御説明をさせていただきます。

議会費では、新型コロナウイルス感染症の第2波の到来が言われる中、その感染予防と蔓延防止のため、この議場と協議会室についてアクリル板を設置するものであります。

次に、総務費では、庁舎1階フロアについてもコロナの感染予防と蔓延防止のため、各課窓口の接客カウンターや来客用の椅子の間にアクリル板やパーティションを設置するほか、職員の机の間にもアクリル板を設置するものでございます。

続いて、民生費では、こども園においてコロナ感染者が発生した場合、給食調理ができない状況になることも考えられますので、あらかじめ非常食を備蓄しておき、給食の提供体制を確保することとしたものであります。

次に、衛生費では、こども園の園児と小・中学校の児童・生徒を対象に、1人につき2枚ずつ冷感マスクを配布するものであります。

続いて、商工費は減額予算でございます。雇用調整助成金の減額については、国の方針転換があり、事業主負担も含めて国が全額を助成する、つまり町が助成対象としておりました中小企業の事業主負担分がなくなるということになります。したがって、中小企業を対象とする部分を減額するほか、加えて町単独で実施する大企業を対象とする部分の必要額を精査したことにより減額をするものであります。

次に、新しい生活様式に対応するための改修経費の一部を助成しようとするもので、新生活様式対応改修等助成金を創設いたしました。新型コロナウイルス感染症対策に要した

経費のうち、1事業所当たり15万円を上限に、4分の3を助成するものであります。

続いて、消防費では、現在のコロナ禍にあって避難所においても感染予防対策の徹底と密の回避が求められております。そうした観点から、避難所で使用する非接触型体温計、避難所用の間仕切り、段ボールベッド、エアテントなどのほか、これらの資材の保管庫を購入するものであります。

また、防災用品交付金を創設いたしました。先ほどの避難所資材の購入と関連する話になりますけれども、指定避難所においても密を避けることにより、現状、その収容人数を減らさざるを得ない事態が起こってくるものが考えられます。その場合、地域の集会場、これは一次避難所にもなっておりますが、そこに避難することも考えられます。こうした中で、各区においてコロナ感染症への対応を踏まえた防災・避難所用品の購入等の経費に御利用いただきたいという趣旨でこの交付金を創設するものであります。

次に、教育費では、コロナ禍における教育支援体制の充実を図ろうとするもので、学習指導員5名とスクール・サポート・スタッフ12名を配置しようとするものであります。

次に、コロナ禍において十分な教育活動を継続するための感染症対策のほか、登下校時の暑さ対策、いわゆる熱中症対策に努める消耗品や備品を購入するものであります。具体的には、感染対策としてアクリルパネル、飛沫防止パーティション、サーキュレーター、サーモグラフィーなどのほか、熱中症対策として、冷感タオル、ウオータークーラーを購入するものでございます。

また、オンライン授業に関する環境を拡充して整備すべく、Zoomライセンスの取得やオンライン授業の拠点を整備するほか、教育系統ネットワーク回線の容量拡大等、必要な事業を実施してまいります。

続いて、歳入の御説明をいたします。

総務費国庫補助金では、地方創生臨時交付金の第2次交付金を第3号補正予算の財源として計上したものであります。

同じ国庫補助金の教育費国庫補助金では、感染症対策費用について、国から2分の1の補助金を受け入れるものであります。

商工費補助金については減額しております。これについては、歳出のほうでも触れましたけれども、中小企業に対する雇用調整助成金について、国の方針転換により国が全額負担をすることになったため減額をするものであります。

同じ県補助金の教育費県補助金については、学習指導員とスクール・サポート・スタッフを配置する費用について、県から補助金を受け入れるものでございます。

消防費県補助金は、防災費に予算計上した購入費用の一部になりますが、非接触型体温計、避難所用間仕切り、簡易テントの購入費用について、県から2分の1の補助金を受け入れるものとなっております。

最後に、地方交付税は、歳入歳出予算全体を調整するため計上いたしましたものでござい

ます。

続いて、議第45号の専決処分の承認につきましては、G I G Aスクール用コンピュータ導入に係る売買契約の締結についてでございます。

1人1台端末の早期実現を図るべく、タブレット端末の購入に伴う売買本契約の締結を7月31日付で専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係でございます。

議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,368万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,293万4,000円と定めるものであります。

また、地方債の補正として、令和2年度の普通交付税が確定したことに関連しまして臨時財政対策債の発行額を増額補正するものであります。

後ほど担当課長から、これも詳細説明をいたしますので、私からはその概要について、歳出の補正予算から御説明を申し上げます。

総務費の人事管理費については、4月の定期異動による昇格に伴い、管理職手当の不足見込額を増額するものであります。

同じく企画費では、三世代同居・近居助成金、創業・第二創業助成金は、現時点においてどちらも今年度予算額の全額を支出いたしました。したがって、今後の助成申請に対応すべく増額をお願いするものであります。

次に、戸籍住民基本台帳費では、デジタル手続法に向けた戸籍附票システムを改修しようとするものであります。また、マイナンバーカードの利用、取扱いの変更に対応するため、国外転出者に関する住民基本台帳システムの改修を行うこととしております。

続いて、選挙費の岐阜県知事選挙費については、令和3年1月に執行予定の岐阜県知事選挙の投票事務においてもコロナの感染予防対策が必要なため、所要の経費を増額しております。

続いて、民生費の福祉医療費については、令和元年度交付額について精算した結果、福祉医療費県補助金のうち、相当分を県へ返還するための計上であります。

次に、高齢者福祉総務費については、令和元年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算の結果、負担金を追加納付することになったための計上であります。

同じ高齢者福祉費のふれあいセンター管理費、これは利用者のコロナ感染予防のため、ふれあいセンターの水道蛇口のハンドルを手で握ることなく開閉ができるレバー式ハンドルに交換をするものであります。

次に、児童福祉総務費は、こども園の入園ガイドブックを作成しようとするものであります。また、修繕料を計上しておりますが、児童センターについても、ふれあいセンターと同様に水道蛇口のハンドルをレバー式に交換しようとするためのものであります。

また、児童福祉施設費でも修繕料を計上しておりますが、これもこども園の水道蛇口のハンドルをレバー式に交換するためのものであります。また、備品購入費では、コロナ感染予防対策として園児のソーシャルディスタンスを確保するため、4人がけの机から1人がけの机に変更するものであります。

次に、衛生費の保健衛生総務費では、手指消毒液を住民世帯に配布するための関連経費を計上したもののほか、公共施設で使用する手指消毒液や施設用消毒液を追加購入するものであります。また、備品購入費では、保健福祉センターで開催する栄養教室や健診後の指導教室などにおいて出席者のソーシャルディスタンスを確保するため、机や椅子を補充して分散着席させるものであります。

次に、農林水産業費の耕種農業費は、営農組合などが購入する農機具について、西濃農林事務所から営農組合2団体に対する補助金の内報がありましたので、県補助金に町補助金を上乗せした額を計上したものです。なお、補助率は、県が4分の1、町が5%であります。

次に、商工総務費では、まずふるさと輪之内町を離れて暮らす高校生や大学生を対象に、輪之内の特産品を郵送により進呈する事業を実施いたします。コロナ禍のため、ふるさとに帰省することが困難な中、ふるさと輪之内町を遠くから見守る方々の心を支え、かつ元気づけることを目的としております。なお、進呈する特産品は、徳川将軍家御膳米と黒豆ごはんを予定しております。また、徳川将軍家御膳米を携帯する際の専用紙袋と御膳酒の化粧箱を作製する経費、そして新たな特産品の開発を試みようとして、徳川将軍家御膳米、もしくはその米粉を利用した洋菓子や和菓子の開発を委託しようとする経費も計上しております。

続いて、観光推進費では、後ほど説明いたしますが、この9月議会において空家等対策協議会設置条例を議案上程しておりますので、条例可決後に本協議会を設置するに当たり、その委員報酬を計上したものでございます。また、今年度、ふれあいフェスタを中止にしたため、当該補助金を減額しております。

次に、消防費の消防施設費では、消防団員が水害対応や水防活動の際に使用するライフジャケット、救命ボートを購入するものであります。

また、同じ消防費の防災費については、各区が主催する防災講習会やその他の自主訓練を実施する際に、参加要請により防災士が参加した場合の費用弁償を計上しております。

次に、教育費の事務局費では、コロナの蔓延と拡大、ひいては学校の休業により学習時間が減少したことに伴う学習の遅れを取り戻していただくため、その一助として、小・中学生を対象に1人当たり5,000円分の図書カードを配布するものであります。また、小・中学校の水道蛇口のハンドルについてもレバー式に交換すべく修繕料を計上しております。また、保護者との連絡手段の一つとして、災害や緊急時にメールが一斉配

信できるシステムを導入すべく委託料を計上しております。

また、教育振興費では、留守家庭児童教室におけるコロナ感染予防対策経費を計上したところであります。現在、留守家庭児童教室では、各校区1教室を2教室に分散させて開設しているところであります。感染予防をさらに徹底するため、非接触型体温計や手指消毒液を購入するほか、教室の分散に伴い、携帯電話を追加しようとするものであります。

続いて、歳入の御説明をいたします。

総務費国庫補助金のうち、地方創生臨時交付金の第2次交付限度額1億4,398万6,000円のうちから、この第4号補正のコロナ感染予防対策に財源充当することを予定しております。また、社会保障・税番号システム整備費補助金、いわゆるこれはマイナンバー分でありますけれども、デジタル手続法による戸籍附票システムの改修と国外転出者のマイナンバーカードに関連する住民基本台帳システムの改修に対して国から、これは10分の10の補助金であります、その補助金を受け入れるものであります。

次に、教育費国庫補助金は、水道蛇口のハンドルをレバー式に交換する費用に対して国から2分の1の補助を受け入れるものであります。

消防費国庫補助金は、消防団に救助資機材として配備するライフジャケットと救命ボートの購入費用に対して国から3分の1の補助を受け入れるものであります。

次に、民生費県補助金は、入園ガイドブックの作成費用の10分の10を県から補助金として受け入れるものであります。

同じ県補助金の農林水産業費県補助金では、営農組合が農機具を購入する費用に対して県から4分の1の補助金を受け入れることとしております。

続いて、総務費委託金は、岐阜県知事選挙費の追加費用と同額を計上したもので、選挙事務費を県から委託金として受け入れるものであります。

続いて、総務費債につきましては、予算書第2表で御説明のとおり、確定した臨時財政対策債の発行可能額に合わせるものであります。

最後に、歳入予算を調整するため、繰入金の財政調整基金繰入金を減額しております。

次に、議第47号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ822万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,475万2,000円と定めるものであります。

今回の補正予算は、国保連合会負担金において負担金額が確定したことにより不足が生じたこと、また令和元年度普通交付金において精査の結果、返還が生じたので、返還金をそれぞれ計上しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

先ほど歳出において説明いたしました国保連合会への負担金については一般会計から同額を繰り入れるもの、また歳入歳出全体を調整するため、不足分について繰越金を充

当すべく計上するものであります。

以上が補正予算の主な内容となっております。

続きまして、令和元年度の一般会計、特別会計の決算認定について順次御説明をいたします。

まず初めに、議第48号 令和元年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和元年度輪之内町一般会計の決算額は、歳入総額46億4,321万9,000円、歳出総額45億810万1,000円となり、歳入歳出の差引き額は1億3,511万8,000円となりました。

歳入の34.9%を占める町税では、全体で対前年度2,211万円の増額となりました。その要因は、町民税では、個人は伸びたものの法人は減となり、全体で795万8,000円の減となりました。

また、固定資産税は堅調な伸びを示しており、2,683万1,000円の増収となっております。

そして、軽自動車税、町たばこ税についても、それぞれ微増したことが主な増の要因となっております。

また、税等交付金については、地方交付税をはじめとして減となり、全体で288万8,000円の減となりました。

また、国庫支出金については、全体で対前年度7,784万5,000円の増となりました。その要因は、低所得者と子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券の事業、それから福東小学校校舎大規模改修工事に対する補助金が増になったことが主な要因となっております。

町債については、対前年度2億580万円の増となりました。その要因は、臨時財政対策債の発行を全額発行することとしたこと、そして福東小学校校舎大規模改修工事等、さらには防災行政無線デジタル化工事費についても町債により財源を調達したことによるものであります。

一方、歳出では、財源確保が困難な状況下においても、抑制型予算を基調としつつも、安易な事業の見送りをすることなく、優先度、緊急度を重視した事業を展開してまいりました。

主な要因としては、性質別では、普通建設事業においては大規模な事業を実施したこともあり、対前年度3億4,414万3,000円の増となっております。

また、物件費では、Windows 7のサポート切れに伴うPC等の入れ替えを全庁的に行ったほか、情報教育で使用するタブレット端末の購入などにより、対前年度4,700万8,000円の増となったことによるものであります。

また、公債費については、将来世代への負担を軽減すべく、定期償還とは別に2,543万6,000円の繰上償還を実施いたしました。

以上で、令和元年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後も輪之内町の健全財政の礎を堅持しつつ、住民の方々の安全・安心な生活環境実現に向けて努力を続けてまいります。

続いて、議第49号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

御案内のとおり、国民健康保険事業における最近の潮流としては、急速な少子高齢化社会への進展や、低所得者が集中するという制度・構造上の課題、そして新型コロナウイルスによる医療費の増加等が懸念されているところであります。

それでは、令和元年度の決算状況を御説明いたします。

決算額は、歳入総額9億4,525万1,000円、歳出総額9億1,828万1,000円となり、差引き額は2,697万1,000円となったところであります。

令和元年度における医療費は、平成30年度と比較して、一般被保険者分は2.3%増となっておりますが、退職被保険者分は61.35%の減となり、医療費全体では、対前年度比1.26%の増となっております。

平成30年度から、御案内のとおり、県が財政運営の責任主体となり、安定的財政運営の中心としての役割が今後も期待されているところでありますけれども、構成自治体として町民の皆様の健康増進と疾病予防、特定健康診査等により医療費の抑制を図り、事業の安定経営に寄与してまいりたいと考えております。

次に、議第50号 令和元年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する広域連合が運営をしております。対象者は75歳以上を基本とし、一定の障がいのある方で65歳以上の方は加入することができるとなっております。広域連合では、加入者の資格管理、保険料の賦課及び医療給付などを行い、市町村では、住民の利便性確保のため、申請書の受付等の窓口業務、保険料の徴収業務を行っているところであります。

令和元年度の決算額は、歳入総額が8,831万1,000円、歳出総額が8,809万8,000円となり、差引き額は21万3,000円となっております。

また、生活習慣病を早期に発見することを目的にぎふ・すこやか健診を行い、511名の方が個別健康診査を受診いたしました。その受診率は、県内2位の46.8%でありました。ちなみに、県内平均は24.9%という数字となっております。

続いて、議第51号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

当町では、児童福祉法に基づく児童発達支援施設として、輪之内町発達支援教室そらというのを運営しております。

令和元年度の決算額は、歳入総額は1,342万7,000円、歳出総額は1,328万7,000円で、

差引き額は14万円となっております。

発達支援教室さらでは、心身の発達について支援を必要とする就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への対応訓練を親子通園により提供をしておるところであります。

次に、議第52号 令和元年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

令和元年度は、仁木地区（下大樽新田）、大藪地区（楡俣・四郷）、そして福束地区（里・福束）の面整備及び幹線管渠の整備を行ったところであります。約5ヘクタールを面整備し、下水道計画面積のこれで94.1%が供用開始できることとなっております。また、整備面積は349ヘクタール、処理区域人口8,148人となり、全体計画における下水道整備率は90.2%ということになっております。

決算額は、歳入総額6億1,266万4,000円、歳出総額6億342万8,000円で、差引き額は923万7,000円となっております。

以上で、令和元年度の各会計別の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、条例関係の提案理由を御説明いたします。

議第53号 輪之内町空家等対策協議会設置条例の制定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、輪之内町空家等対策協議会を設置しようとするものであります。

協議会での具体的な協議内容は、空家等対策計画の作成及び変更、実施に関することや、特定空家等に対する措置の方針、空き家等及び除却した空き家等に係る空き地の活用等について協議を進めようとするものであります。

最後に、議第54号 輪之内町税条例の一部を改正する条例につきましては、固定資産税の前納報奨金制度を廃止しようとするものであります。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第42号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議第42号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることに

ついて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期を満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を選任したいので議会の同意を求める。令和2年9月4日提出、輪之内町長でございます。

御案内のとおり、固定資産の課税台帳に登録されました価格に対する不服を審査するため、各市町村に固定資産評価審査委員会を設置することが地方税法で規定されております。

輪之内町の固定資産評価審査委員会の委員さんは3名でございますが、そのうち1名の方が令和2年9月30日に任期満了となりますので、委員1名を選任すべく議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会の委員となる資格につきましては、輪之内町の住民であるか、輪之内町の町税の納税義務者であるか、また固定資産の評価について学識経験を有している者、それらの方から選任するということになってございます。

そこで、今回選任をしようとする方でございますが、住所につきましては、輪之内町里701番地、氏名は浅野武彦氏、生年月日は昭和19年5月20日、任期は令和2年10月1日から令和5年9月30日まででございます。

浅野武彦氏につきましては、平成23年10月1日から固定資産評価審査委員会の委員に就任いただいております、このたび、再任をお願いするものでございます。

浅野さんは、9年間、委員としての経験もございますので、固定資産評価審査委員会の委員として適任であるというふうに考えております。

以上でございます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。

固定資産評価審査委員会というのは年何回ぐらい開かれているものなんでしょうか、それともゼロですか、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

これについては不服申し立てがあったときにやりますので、昨年度はございません。

ちなみに申し上げますと、審査委員会が開かれたのは、過去には、平成25年度、27年

度、28年度、それぞれ委員会が開かれております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第42号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を
求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第7、議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

それでは、議第43号について説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内
町教育委員会の委員中、1名が令和2年9月30日をもって任期満了となるため、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定によ
り、下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。令和2年9月4日提出、輪之内
町長でございます。

委員の住所は、輪之内町大藪712番地、氏名、田中俊弘、生年月日、昭和19年6月23

日、任期は、令和2年10月1日から令和6年9月30日まででございます。

経歴を申し上げます。田中俊弘氏は、岐阜薬科大学大学院薬学研究科修士課程修了後、教職に就かれ、平成20年3月に退職、教育者としての経験により、平成22年4月から輪之内町教育委員に就任され、現在に至っております。

また、平成29年12月6日には岐阜薬科大学名誉教授に就任されております。

任期中には、教育長職務代理としても勤務され、教育・行政・地域等、幅広い知識、経験により教育に対して躍進的な御意見をいただいております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第43号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第44号 専決処分の承認について、令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第44号について御説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きください。

議第44号 専決処分の承認について。令和2年8月18日地方自治法第179条の規定により、専決処分したので報告し、その承認を求めるものとする。令和2年9月4日提出、輪之内町長でございます。

次に、4ページを御覧ください。

専決処分書。地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分するものとする。令和2年8月18日、輪之内町長でございます。

専決処分をした内容は、専決第5号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）でございます。

5ページをお願いします。

専決第5号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）。令和2年度輪之内町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,368万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,924万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年8月18日専決、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

6ページと7ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正予算額を集計したものでございます。

まずもって、補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応のうち、9月議会まで待つのではなくて、それよりも早い時期、早急に実施すべきと判断される事業予算を計上したものでございます。

なお、計上した事業につきましては、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の第2次交付分のほか、コロナの感染予防対策を目的とする国・県の補助金を財源として実施するものが主なものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

歳出予算から御説明をさせていただきますので、一般会計補正予算（第3号）の事項別明細書の6ページをお願いします。

款1. 項1. 目1. 議会費の45万3,000円は、現在もコロナ禍と言われるさなかにありまして、その感染予防と蔓延防止のため、この議場と協議会室についてアクリル板を設置するものでございます。

7ページをお願いします。

款2. 項1. 目5. 財産管理費の152万9,000円につきましては、庁舎1階フロアについて、コロナの感染予防と蔓延防止のため、各課窓口の接客カウンターや来客用の椅子の間にアクリル板やパーティションを設置するほか、職員の机の間にもアクリル板を設置するものでございます。

8ページをお願いします。款3. 項3. 目4. 児童福祉施設費の19万5,000円につきましては、こども園においてコロナの感染者が発生した場合、給食調理ができない状況になることが考えられます。そうした場合に備えまして、あらかじめ非常食を備蓄しておき、給食の供給体制を確保しようとするものでございます。なお、非常食につきましては、アレルギー表示対象28品目を使用していない安全なものでございます。

9ページをお願いします。款4. 項1. 目1. 保健衛生総務費の116万2,000円につきましては、こども園の園児、小・中学校の児童・生徒を対象に1人につき2枚ずつ冷感マスクを配布するものでございます。配布につきましては、こども園、学校を通じて合計1,280人に配布する予定をしております。

10ページをお願いします。款6. 項1. 目1. 商工総務費は、1,684万5,000円の減額でございます。雇用調整助成金の3,934万5,000円の減額について、まずもって御説明をいたします。この制度そのものにつきましては、国において中小企業を救済することを目的に創設されたもので、当初は事業主にも一部負担が伴う制度でございました。そこで、町として先ほどの事業主負担について、県補助金を活用して助成をするべく6月補正予算においてこの予算をお認めいただいたところでございます。しかしながら、その後、国の方針転換がありまして、事業主負担も含めて国が全額を助成する、つまり町が助成対象とした中小企業の事業主負担がなくなるという事態になりました。以上の経緯から、中小企業を対象とする部分を減額するほか、加えて町単独で実施する大企業を対象とする部分の必要額を精査したことによる減額でございます。

新生活様式対応改修等助成金の2,250万円につきましては、文字どおりになりますけれども、新しい生活様式に対応するための改修経費の一部を助成するものでございます。具体的には、店舗や各事業所におきまして、透明シートのつり下げ、アクリルやパーティションによる間仕切り、対面を避けるカウンターテーブルの設置、手指消毒液の購入などの経費につきましては、1事業所当たり15万円を上限に4分の3を助成するものでございます。これにつきましては、150事業所分、町内事業所数のおおむね3分の1について計上したものでございます。

11ページをお願いします。款8. 項1. 目3. 防災費のうち、消耗品費の1,938万5,000円と備品購入費の2,600万1,000円は、現在のコロナ禍にありまして避難所においても感染予防対策と密を避けることが求められております。そうした観点から、避難所で使用する非接触型体温計、避難所用間仕切り、段ボールベッド、段ボール畳、床マット、簡易テントなどのほか、これらの資材の保管庫を購入するものでございます。

また、交付金の6,354万4,000円につきましては、先ほどの避難所資材の購入と関連する話になりますけれども、指定避難所におきましても密を避けることにより、その収容人数が減ることが考えられます。その場合、地域の集会場に避難することも考えられますので、そこで数日間を過ごすという事態もあり得ます。こうしたコロナと避難に関する問題に対応するため、地域においてコロナの対応を踏まえた防災避難所用品の購入の経費に御利用いただきたいという趣旨でこの交付金を創設するものでございます。

12ページをお願いします。款9.項1.目2.事務局費のうち、報償費の249万5,000円は、コロナ禍における教育支援体制の充実を図るもので、学習指導員5名とスクール・サポート・スタッフ12名を配置しようとするものでございます。学習指導員は、子供たち一人一人の学習の定着度に応じたきめ細やかな指導を図るため、学級担任の補助や特別な配慮が必要な子供への支援を目的として配置をするもの、スクール・サポート・スタッフは、学校再開に伴い、児童・生徒の健康管理等に関して学級担任等の補助等を目的として配置するものでございます。

次に、消耗品費の297万円のうち277万円と小中学校管理用備品購入費635万円は、コロナ禍における感染リスクを最小限に抑えながら、十分な教育活動を継続するための感染症対策のほか、登下校時の暑さ対策、いわゆる熱中症対策に努める消耗品や備品を購入するものでございます。具体的には、感染症対策として、アクリルパネル、飛沫防止パーティション、待機室用つい立て、サーキュレーターなどのほか、熱中症対策として、冷感タオル、ウオータークーラーを購入するものでございます。

また、消耗品費297万円のうちの20万円、使用料の2万3,000円、工事請負費の499万6,000円、情報教育備品購入費の142万4,000円につきましては、オンライン授業に関する環境を拡充して整備をするものでございます。具体的には、Zoomライセンスの取得、図書館2階の視聴覚室をオンライン授業の拠点として整備、教育系統ネットワーク回線の容量拡大、小・中学校校舎から体育館までの教育系統ネットワークを延長しようとするものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

事項別明細書を戻すわけですが、3ページを飛ばして4ページからお願いいたします。

款14.項2.目1.総務費国庫補助金の1億1,329万7,000円は、地方創生臨時交付金の第2次交付限度額として提示をされた1億4,398万6,000円のうち、この第3号補正予算の財源として計上したものでございます。残りの3,068万9,000円は、第4号補正予算で計上しております。第3号補正予算におきまして、これを財源とする事業としては、議場と協議会室の飛沫防止対策、庁舎窓口、職員の機の飛沫防止対策、こども園の非常食の備蓄、園児、小・中学生への冷感マスクの配布、新生活様式対応改修等助成金、指定避難所で使用するコロナ対策用品の購入、各地区に交付する新型コロナウイルス対策用品

購入費交付金、冷感タオルの配布とウオータークーラーの設置、オンライン授業環境の拡充整備でございます。

同じ国庫補助金の目5. 教育費国庫補助金の198万円につきましては、小学校費と中学校費がございしますが、どちらも感染リスクを最小限に抑えながら十分な教育活動を継続するための感染症対策費用について、国から2分の1の補助を受け入れるものでございます。

5ページをお願いします。款15. 項2. 目5. 商工費補助金の1,377万円の減額は、中小企業に対する雇用調整助成金について、国の方針転換により国が負担することになったため減額をするものでございます。

同じ県補助金の目7. 教育費県補助金の246万6,000円は、学習指導員とスクール・サポート・スタッフを配置する費用について県から補助金を受け入れるものでございます。

次に、目8. 消防費県補助金の402万9,000円は、防災費に計上した購入費用の一部になりますが、非接触型体温計、避難所用間仕切り、簡易テントの購入費について県から2分の1の補助を受け入れるものでございます。

戻りまして、3ページをお願いします。

款10. 地方交付税は、歳入予算を調整するため、568万円を計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

私がかねてから、このコロナ問題が発生してから、もっと生活支援をしてほしいという思いでいろんな場所でお話をしてきたようなことがありました。

今度のコロナ対策、これは国から来るお金を当てにして対策を立てると思うんですけども、国では2兆円を用意しているというような話を聞きました。各地方自治体から臨時交付金を申請してほしいというようなことで、ところがなかなかその申請がうまくいっていないような話も聞きました。

例えば、この申請すればどういうものが住民生活を支援できるのかということも聞きました。例えば、上下水道料金を減免するとか、あるいは学校の給食費を減免する、あるいはPCR検査をもっと増やすことができる、あるいは医療機関や児童福祉施設の職員にも慰労金を支給することができるというように私は聞きました。それを申請すれば国から臨時交付金として措置されるというふうに聞いておるんですけども、そういう

ような手続はされたんでしょうか、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

町としては、地方創生臨時交付金の申請行為、手続は行っておりますけれども、先ほど議員が言われたような給付金関係、そういったものは町から申請をするということはしておりません。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

ということは、そういう制度があるということは知らなかったということでもいいんですか。それとも、知っておたけれども、手続する必要もない、給食費を減免する必要もないと、そういうような思いからですか。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

給食費の減免につきましては、地方創生臨時交付金を財源としてやる、やらないという議論はいたしましたけれども、最終的にはちょっと今回は見送るということにさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

8月24日の全協でこの専決に関しては御説明をいただいたわけなんですけど、今も御説明いただいたんですけども、例えば避難所等にいろんな保管庫を作るということで予算措置がされておるんですが、それはどこにどのようなものを設置するような計画で避難所にそういうものが今回予算措置されたかということと、もう一つ、8月25日の全協でしつこく言いました子供の通学時における負担軽減のための水筒を何とか、暑いので何とかならんかなという思いの中でサーバーとか、今回、ウォータークーラーが3、3、4、5、小学校、仁木に3、福東に3、大藪に4、中学校5と、こういうふうに全協で聞いたんですが、あくまでもそれは基本的に水筒を持ってくる。中学生は自転車であるのでいいんですが、小学校は全員徒歩ですので、大変暑い中をそういう苦勞をして

来る。今は9月になりましたが、特に8月の本来であれば休みになるときにもかかわらず、大きなコロナ禍の中でそういうことを強られる子供たちに対して大人がやってやれることは何かないかなということで、あの登下校の姿を見ると、非常に少しでも荷物を軽くしてあげたらどうかという観点で25日に言いましたが、その後、何かの進展があったのか。水筒を外すということは考えなかったのか、それ以降も。子供の負担というものに対してどういう考えを持ってみえるのか、これは教育長にもぜひ、教育課長にもぜひ、学校教育関係者にお尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

先ほど議員から御質問がありました、事項別明細書でいきますと11ページの2,600万1,000円のうち、先ほど事例で御説明しましたが、保管庫の御質問ということで解らせてさせていただきます。

この中で保管庫につきましては、各コミュニティセンターの敷地内に設置しようかなというふうに、今、計画しております。町内14か所、いわゆる指定避難所があるわけですが、学校関係が密集しておる、その近くに各コミュニティセンターを設置しておりますので、そこに3か所、保管庫を設置しようという予定でおります。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

先ほどの質問に対してですけれども、水筒につきましては、継続して現在も児童・生徒が学校のほうへ持ってきております。

それから、ウォータークーラーにつきましては、今、できるだけ早く学校のほうへ入るように進めております。

以上です。お願いします。

○議長（小寺 強君）

教育課長 野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

田中議員の御意見は、児童・生徒のことをよく考えての御意見であると承知しております。

ウォータークーラーの選択にいたしましては、重たい水筒を少しでもなくして荷物の負担が軽くなるようにとお考え、とてもありがたく感謝申し上げます。しかしながら、学校から家までの距離が遠い児童・生徒は、登下校の途中にも水分を補給することが必要となります。ですから、水筒をなくすということは学校側も考えておりません。ウォータークーラーは、あくまでも水筒の補充用と考えております。何とぞ御理解いただき

ますよう、よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

最初の保管庫の設置について、コミュニティー3か所に設置するんだということですが、これは屋外用のものを多分設置されるんであろうと思うんですが、屋外用であれば、かなりの高さが求められると。

高さというと何だというと、輪之内町は山地じゃないので特に水害にも備えないかんということであれば、段ボールとか畳とか、そういういろんな、段ボールのベッドとか、そういった間仕切り用のものを低地で保管すれば、水が入ったらすぐにぶよぶよになってしまってどうにもこうにもならんようになってしまうというおそれがあるので、各3か所と言われても、仁木のコミュニティーもしかり、福東もしかり、大藪もしかり、そんな高い標高のあるところに現在立地されておられませんので、少なくとも仁木においては1メートルか、標高でいえば1メートル二、三十までか分かりませんが、そんな中で、これは私の家よりまだ多分低いと思いますが、そんな中にそんな、高い建物を建てれば、それは結構ですが、通常考えておるイナバの物置とか、ああいう延長線上の大きさのサイズのもので一時保管するという考えであれば、これはまた後でやり直さんならんということが起きるのではないかと、私はそんなようなことを思っています。

かといって、町内、要するに指定14か所の、これは多分学校も入っておると思うんですが、学校関係にもそれだけの空いた部屋が用意されておるわけではございません。こども園でもしかりだと思います。そんな中で、コミュニティー3か所の設置をお考えだということだと思んですが、それであれば、そういう災害に強いものを作っておかんといかんと私は思うので、ぜひそこら辺のお考えが当然やと言われればそうだと思うんですが、ただ作るぞと、置いておいたぞと、保管するぞというだけでは、私は不十分極まりないのではないかなと。

もう一つは、これは将来に向けて仁木のコミュニティー近辺も再整備をされる予定があるとは思いますが、あの近辺、そういったものを同じように使えるような位置でそういうものを設置しながら、またのけないかんとか、いろんなことがあってはいかんと思うので、その辺もよくよくお考えだとは思いますが、お考えの上お願したいと思いますが、よろしくお願いたします。

それから、子供の登下校における水筒対策を、それならば何か今の水筒に、水筒は途中水を飲まんならんでいかんとおっしゃるのであれば、よそがやっておる、要するに不要とは言いません、どうしても要る学用品だけを持ってくるように、背中に負いねるランドセルとか、いろんな形の中で軽減を図ってやるということ、その対案を持たず

してやりませんだけでは、これは何にも考えておらへんのと同様なんですよ、私の中では。これは父兄にとっても、学校からその格好で来いとおっしゃられれば、子供はやらざるを得ませんし、親もそうせざるを得ないので、学校のサイドで児童・生徒に対して、どうやったら少しでも負担が軽くなるかな、こんな特別なときには特にお考えをいただいたらどうかと、そういうことを私は言いたいのであって、水筒だけに固執しておりません。

ただ、私は各教室にサーバー等を設置されて、その各単位に1個ずつのウォータークーラーでは、休み時間にトイレも行かないかん、水も飲まないかん、いろんなことをやらないか途中で並んだりすると、またこれも水も自由に飲めないということで、これから涼しくなるので多分よっぽどいいと思うんですが、これは来年に向けて終息すれば結構ですが、しない場合に、やはり複数年で考えて、この際に教訓としていろんなことは、やっぱり対策として考えるべきではないかと。私は、これは一過性のものと考えないほうがいいので、これを教訓、勉強にしないと、大人も子供も勉強しないといかんと、そういうことだと思えます。教育長のさらなる御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

先ほどの保管庫の設置場所についてでございますが、確かに議員がおっしゃるように、輪之内町はこういった輪中地帯でございますが、水害になれば、もちろん高さからいって水害を念頭に入れるべきだろうと思えます。

しかしながら、じゃあ今すぐそのリスク回避ができる高さの場所という、今、整備をしようとする大吉新田地内の防災拠点になろうかというふうに考えておりますが、確かに水害のことを言われた場合、私どももそれは大きな懸案事項であるというふうに認識はしておるわけでございます。

したがいまして、先ほどの意見を頂戴して、計画どおり、これ保管庫というのはコンテナを予定しておりますので、そのまんま置くのか、再度場所を設置するのか、場所を再考するのかについては、また早急に検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

いろいろと登下校につきまして、特にランドセルなんかは低学年なんかは重くて暑くてえらいかもしれませんけれども、今、田中議員さんからお話いただきましたことをまた学校のほうへも伝えまして、できるだけ改善していきたいと思っております。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

失礼やけど、誠に申し訳ないんですが、保管庫はコンテナだということを今参事さんのほうからお聞きしましたが、コンテナというのは、ああいう列車タイプのコンテナみたいな密閉の強いものか、通常にあるトラックのアルミボディーみたいな、あれの延長線上にあるようなものの再利用したようなものをお考えなのか、それとも最初に言いましたイナバの物置みたいな、ああいうタイプのコンテナのものを設置予定なのか。

いずれにしても、8月30日の防災訓練の中でも、多分水害とか、要するに総合的な災害を想定されて職員さんの訓練をされておると思うんですが、いつも毎年の訓練は、雨がたくさん降った、地震が揺すった、それで大変なことになったという想定の下にやられておる。そんな中のいつも想定されておることに対する備えを、やっぱりきちっとやりながらこういうものはやらないと、そのなければ交通事故と一緒だ、ぶつからな交通事故になりませんが、いつ来るか分からんというものに対しては、やはり最大限の配慮、それから町内3か所じゃなくて14か所のところにも、2階建て、3階建て、多分なっておると思うんですが、そこにも屋上へ上がれるスペースがあるのかとか、いろんな点検をしながら、その中にこういった備品、備蓄品を、コンテナをそこへ設置するとか、要するに通常では、そういうふうにある程度総合的に耐え得る場所への設置というのを私のようなキンカン頭でも思いますので、やはりそれは当然お考えで、平地に置くなんていうようなものだったら、当然コンテナは浮いていってしまいますよ。幾らアンカーで留めておこうが、やっぱり中へ水が浸透して、中のものは全てアウト、使おうと思ったらアウトということが、幾らお金をかけてやっておいたって、それは防水性には非常に弱いものだとは私は思いますので、お金をかけるのであれば、町の財源を少し足してでも、やはりそういうきちっとしたものを作っておかないと後々のためにはならん。もらった金でやるのやで、これでいいやろうということではいかんと私は思いますので、あえてしつこく、くどく言わせていただいておりますし、教育長が先ほど言われました、子供の負担軽減については学校と相談する。学校じゃないでしょう、教育委員会の教育委員の皆さんがいろんなことをお考えになって、学校の校長たちと一緒に話をするればもっと早いじゃないですか。学校からの声ばかり聞いているんですか。そのための教育委員会で、先ほども任命された教育委員さんがお見えになるのに、なぜもっと教育委員会で早く的確な手が打てないんですか。

やっぱり子供の姿を見ていないと、私、言葉は強いですが、そういうふうにはしか思えません。ですから、これから寒くなりますけれども、インフルエンザとコロナとかぶってくると、また大変なときになります。いろんなことも考えながら、教育委員の皆さんと一緒に手を打っていただきたいと思います。終わります。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第44号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 専決処分の承認について、令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時42分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（小寺 強君）

日程第9、議第45号 専決処分の承認について、GIGAスクール用コンピュータ導入に係る売買契約の締結についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

それでは、議第45号について説明させていただきます。

議案書の8ページを御覧ください。

議第45号 専決処分の承認について。地方自治法第179条の規定により、令和2年7月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。令和2年9月4

日提出、輪之内町長でございます。

9ページをお願いします。

専決処分書。地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分をするものとする。令和2年7月31日専決、輪之内町長。

専決第4号 G I G Aスクール用コンピュータ導入に係る売買契約の締結について。

10ページをお願いします。

令和2年度G I G Aスクール用コンピュータ（WindowsOS端末）導入事業に係る売買契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に付したG I G Aスクール用コンピュータ（WindowsOS端末）導入事業について、下記のとおり売買契約を締結する。

1. 契約件名、令和2年度G I G Aスクール用コンピュータ（WindowsOS端末）導入事業。2. 納入場所、輪之内町立福東小学校、仁木小学校、大藪小学校、輪之内町中学校。3. 納入期限、令和2年8月31日。4. 契約金額、3,099万6,900円、うち消費税281万7,900円。5. 契約の相手方、岐阜県大垣市船町5丁目23番地、株式会社中日AVシステムでございます。

7月の全員協議会で説明させていただきましたが、予算は6月の定例議会の令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）にて承認いただきました。

令和2年度G I G Aスクール用コンピュータ（WindowsOS端末）導入事業は、主にタブレット用パソコン653台の購入で、内訳につきましては、中学生用99台、小学生用554台の購入費となっております。

G I G Aスクール構想の加速による1人1台端末の早期実現、家庭でもつながる通信環境の整備、ハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで災害や感染症の発生による学校の臨時休業等においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現することを目的としています。一日でも早く児童・生徒の皆さんにタブレット端末を届けられるよう対応すべく専決処分をさせていただきましたので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。

これは入札で何者参加されたんでしょうか。それから、予定価格があるんですけども、その予定価格とこれの開きというのはどれくらいあったもんなんんでしょうか、もしよかったら教えてください。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

（午前10時47分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

教育課長 野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

予定価格は3,119万4,983円となっております。契約金額は3,099万6,900円ですので、その差額は19万8,083円となります。以上です。

○議長（小寺 強君）

何者は。

○教育課長（野村みどり君）

8者でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第45号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 専決処分の承認について、G I G Aスクール用コンピュータ導入に係る売買契約の締結については、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第10、議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第46号について御説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお願いします。

議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）。令和2年度輪之内町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,368万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,293万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和2年9月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の12ページから14ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に今回の補正予算額を集計したものでございます。

次に、15ページをお願いします。

第2表 地方債補正は、令和2年度の臨時財政対策債発行可能額が確定いたしましたので、借入限度額を1億4,300万円から確定後の1億6,422万3,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

歳出予算から御説明をいたしますので、一般会計補正予算（第4号）の事項別明細書7ページをお願いいたします。

款2.項1.目2.人事管理費の71万3,000円につきましては、4月の定期異動による昇格に伴い、管理職手当の不足見込額を増額するものでございます。3名分です。

同じ総務管理費の目11.企画費の163万6,000円は、三世代同居・近居助成金、創業・第二創業助成金、これらにつきましては、現時点におきまして、どちらも今年度の予算額の全額の支出が確定いたしました。したがって、今後への対応として増額をお願い

いするものでございます。三世代同居・近居助成金は2件分、創業・第二創業助成金につきましては、当初予算と同等額をお願いするものでございます。

8ページをお願いします。款2.項3.目1.戸籍住民基本台帳費のうち、デジタル手続法に向けた戸籍附票システム改修委託料は、当初予算でお認めをいただいたものでございますが、当該システム改修の追加費用として41万1,000円をお願いするものでございます。住民基本台帳システム改修委託料の203万円につきましては、国外転出者に関するマイナンバーカードの利用取扱いの変更に対応するため、住民基本台帳システムの改修を行うものでございます。

9ページをお願いします。款2.項4.目3.岐阜県知事選挙費の40万円につきましては、令和3年1月に執行予定の岐阜県知事選挙の投票事務におきましてもコロナ感染予防対策が必要となりますので、所要の経費の増額をお願いするものです。具体的には、投票所の準備と撤収時に施設の消毒作業を行うこととしたため、時間外勤務手当を追加するものと、併せまして使い捨て手袋、アルコール消毒液、ペーパータオル、飛沫ブロッカーなどを購入するものでございます。

10ページをお願いします。款3.項1.目3.福祉医療費の218万8,000円につきましては、福祉医療費県補助金の令和元年度交付額について精算をした結果、県へ返還することになったものでございます。

同じ社会福祉費の目6.国民健康保険費の8万6,000円につきましては、国保会計の総務費におきまして追加費用が発生したため、当該費用を職員給与費等として繰り出し、支出するものでございます。追加となる費用は、国保連合会への負担金でございます。

11ページをお願いします。款3.項2.目1.高齢者福祉総務費の426万6,000円は、令和元年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算の結果、負担金を追加納付することになったものでございます。

同じ高齢者福祉費の目3.ふれあいセンター管理費の19万8,000円につきましては、施設利用者のコロナ感染予防のため、ふれあいセンターの水道蛇口のハンドルを手で握ることなく開閉ができるレバー式ハンドルに交換をするものでございます。

12ページをお願いします。款3.項3.目1.児童福祉総務費のうち、印刷製本費の94万1,000円は、入園ガイドブックを作成するものでございます。500冊を予定しております。修繕料の19万2,000円は、児童センターについても、ふれあいセンターと同様、水道蛇口をレバー式ハンドルに交換をするものでございます。

同じ児童福祉費の目4.児童福祉施設費のうち、修繕料の68万1,000円は、こども園の水道蛇口をレバー式ハンドルに交換するもののほか、現在、大藪こども園の未満児用トイレには手洗いがございませんので、それを新設するものでございます。備品購入費の167万2,000円は、コロナ感染予防対策として園児のソーシャルディスタンスを確保するため、4人がけ机から1人がけ机に変更するものでございます。

13ページをお願いいたします。款4.項1.目1.保健衛生総務費のうち、消耗品費の674万3,000円と印刷製本費の8万8,000円、通信運搬費の22万1,000円は、コロナ予防対策として手指消毒液を住民世帯に配布をするための関連経費を計上したもののほか、公共施設で利用する手指消毒液や施設用消毒液を追加購入するものでございます。備品購入費の25万2,000円につきましては、保健センターで開催をする栄養教室や健診後の指導教室などにおきまして出席者のソーシャルディスタンスを確保するため、机や椅子を補充して分散着席に努めるものでございます。

14ページをお願いいたします。款5.項1.目4.耕種農業費の599万2,000円は、営農組合などが購入をする農機具につきまして、西濃農林事務所から営農組合2団体に対する補助金の内報がありましたので、県補助金に町補助金を上乗せした額を計上したものでございます。補助率としては、県が4分の1、町が5%でございます。

15ページをお願いします。款6.項1.目1.商工総務費のうち、消耗品費の113万6,000円と通信運搬費の31万7,000円は、ふるさと輪之内町を離れて暮らす高校生や大学生を対象に、輪之内町の特産品を郵送により進呈をしようとするものでございます。コロナ禍のため、ふるさとに帰省することが困難ななか、ふるさと輪之内町を遠くから見守る方々の心を支え、かつ元気づけることを目的として実施するものでございます。特産品としては、徳川将軍家御膳米と黒豆ごはんを予定しております。印刷製本費の55万8,000円は、徳川将軍家御膳米を携帯する際の専用紙袋と御膳酒の化粧箱を作製するものでございます。委託料の220万円は、徳川将軍家御膳米、もしくはその米粉を利用した洋菓子や和菓子の開発を有名なパティシエなどに委託をしようとするものでございます。新たな特産品の開発を試みるものでございます。

同じ商工費の目3.観光推進費のうち、委員等報酬の18万円につきましては、この議会におきまして空家等対策協議会設置条例案を上程させていただいているところでございますが、条例可決後、本協議会を設置するに当たり、その委員報酬を計上したものでございます。委員数としては15名を予定しております。消耗品費の8万8,000円は、御膳酒とセットで取り扱うぐいのみを購入するもの、補助金の900万円の減額は、今年度、ふれあいフェスタを中止にしたため、当該補助金を減額するものでございます。

16ページをお願いします。款8.項1.目2.消防施設費の275万6,000円は、消防団員が水害対応や水防活動の際に使用するライフジャケットと救命ボートを購入するものでございます。ライフジャケットは50着、救命ボートは5そうを予定しております。

同じ消防費の目3.防災費の42万2,000円は、地域、各地区が主催する防災講習会やその他の自主訓練の際に、参加要請により防災士連絡協議会の委員が参加した場合の費用弁償を計上したものでございます。費用弁償の額といたしましては、消防団員の訓練手当に準じたものとしております。

17ページをお願いします。款9.項1.目2.事務局費のうち、消耗品費の450万円と通信

運搬費の22万円につきましては、学習支援を目的とするものでございます。コロナの蔓延と拡大、ひいては学校の休業により学習時間が減少したことに伴う学習の遅れを取り戻していただくため、その一助として、小・中学生を対象に1人当たり5,000円分の図書カードを配布するものでございます。修繕料の60万円は、小・中学校の水道蛇口ハンドルについてもレバー式ハンドルに交換をするものでございます。委託料の49万5,000円と使用料の9万9,000円は、文字どおりになります。保護者との連絡手段の一つとして、災害や緊急時にメールが一斉配信できるシステムを導入しようとするものでございます。

18ページをお願いします。款9.項2.目2.教育振興費の40万4,000円につきましては、留守家庭児童教室におけるコロナ感染予防対策経費になります。現在、留守家庭児童教室では各校1教室を2教室に分散させ、3密の回避とソーシャルディスタンスを確保しながら開設しているところでございますが、感染予防をさらに徹底するため、非接触型体温計、手指消毒液を購入するほか、教室の分散に伴い、携帯電話を追加するものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたしますので、戻って3ページをお願いします。

款14.項2.目1.総務費国庫補助金のうち、地方創生臨時交付金の3,068万9,000円は、第2次交付限度額1億4,398万6,000円のうち、この第4号補正のコロナ予防対策に財源充当することを予定したものでございます。全17の事業に財源充当をしております。

次に、社会保障・税番号システム整備費補助金（マイナンバー分）の691万9,000円につきましては、デジタル手続法による戸籍附票システムの改修と国外転出者のマイナンバーカードに関する住民基本台帳システムの改修に対して国から10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

同じ国庫補助金の目2.民生費国庫補助金の23万3,000円の減額は、この後の県補助金におきまして、子ども・子育て支援事業費補助金（幼児教育・保育の無償化）の一部として組み替えるものでございます。

次に、目5.教育費国庫補助金の27万円は、小学校費と中学校費に分かれておりますが、どちらも水道蛇口ハンドルをレバー式ハンドルに交換する費用に対して国から2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

目6.消防費国庫補助金の91万7,000円は、消防団に救助資機材として配備するライフジャケットと救命ボートの購入費用に対して国から3分の1の補助を受け入れるものでございます。

4ページをお願いします。款15.項2.目2.民生費県補助金の117万4,000円は、入園ガイドブックの作成費用の10分の10と、先ほど国庫補助金で減額をした23万3,000円について県から補助金を受け入れるものでございます。

同じ県補助金の目4.農林水産業費県補助金の499万4,000円は、営農組合が農機具を購

入する費用に対して県から4分の1の補助を受け入れるものでございます。

款15. 項3. 目1の総務費委託金の40万円は、岐阜県知事選挙費の追加費用と同額を計上したもので、選挙事務費を県から委託金として受け入れるものでございます。

ページが飛びますが、6ページをお願いします。款21. 項1. 目1. 総務費債の2,122万3,000円につきましては、補正予算書第2表で御説明をしたとおり、確定した臨時財政対策債の発行可能額に合わせるものでございます。

戻って5ページをお願いいたします。款18. 繰入金は、歳入予算を調整するため、財政調整基金繰入金を3,266万8,000円減額するものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

消防備品の件ですけれども、救命ボートなんですけれども、ああいう固定でというか、アルミとかカーボンとかでできておるのか、空気を入れてやるものなのか、どういう形のもので購入する予定でしょうか。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

先ほどおっしゃった、空気を入れてやるボートを予定しております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第46号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）については、

それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第11、議第47号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第47号について御説明申し上げます。

議案書の16ページを御覧ください。

議第47号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和2年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ822万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,475万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年9月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

17ページ、18ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

国民健康保険事業補正予算の事項別明細書を願いいいたします。

まず、歳出の5ページを御覧ください。

款1. 項1. 目2. 連合会負担金、補正額の8万6,000円につきましては、国保連合会負担金で第三者行為求償費の額及び事務件数が増えたことに伴い、増額補正をするものでございます。

次に、6ページを御覧ください。款6. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金の814万3,000円は、県支出金等精算返納金で令和元年度保険給付費等交付金の返還額が確定したことにより増額補正をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

3ページを御覧ください。

款5. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金の8万6,000円につきましては、先ほど歳出で申し上げました国保連合会負担金の不足額として一般会計より繰り入れ、補正するものでございます。

続きまして、4ページでございます。款6.繰越金、項1.繰越金、目1.繰越金の814万3,000円は、令和元年度繰越金の留保額から先ほど歳出で申しあげました県への返還金の不足額の財源として増額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第47号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第12、議第48号 令和元年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議第52号 令和元年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

会計管理者に説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田中久晴君）

それでは、議第48号から議第52号までをお手元の令和元年度（平成31年度）輪之内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算書に基づき、一括にて説明をさせていただきます。

まず、議第48号は、決算書の1ページをお開きください。

中ほどから朗読説明をさせていただきます。

上記決算審査をいたしましたところ相違ないものと認めたので、地方自治法第233条第3項により町議会の認定に付します。令和2年9月4日、岐阜県輪之内町長でございます。

その下、令和元年度輪之内町一般会計歳入歳出決算書。歳入金46億4,321万8,665円、

歳出金45億810万618円、歳入歳出差引残金1億3,511万8,047円、うち翌年度繰越金は同額でございます。

2ページは令和元年度実質収支に関する調書でございます。

区分5. 実質収支額は、先ほどの翌年度繰越金と同額でございます。

3ページからが款項の区分及び当該区分ごとの歳入歳出決算書になります。

歳入の款1. 町税では4つの各町税の項があり、歳入全体の約35%を占めるもので、調定額に対する収入済額は16億2,179万7,009円で、収納率は94.5%でございました。

款2. 地方譲与税以降で収入未済額がない款項は、いずれも調定額を100%収入しております。

歳入の合計は、7、8ページを御覧ください。7、8ページの8ページの調定額の歳入合計は47億5,037万2,265円で、収入済額は先ほどの歳入金になりますが、その金額で、収納率は97.9%でございました。

9ページからが歳出になります。

款1. 議会費から11ページ、12ページの款11. 予備費まで、款項ごとの支出済額等が記載されております。

12ページの歳出合計の支出済額は、先ほどの歳出金と同額でございまして、執行率は97.2%です。

13ページ以降は、歳入歳出決算事項別明細書でございます。

続きまして、議第49号は、91ページをお願いいたします。

こちらは中ほどより下になりますが、令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書で、歳入金は9億4,525万1,428円、歳出金は9億1,828万661円、歳入歳出差引残金は2,697万767円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

93ページが歳入歳出決算書になります。

歳入の款1. 国民健康保険税では、調定額に対する収納率は73.1%でございました。

1つ飛びまして、款3. 県支出金の収入未済額のマイナスは保険給付費等交付金（普通交付金）で、令和元年度の精算額に基づき超過交付となった金額を表しております。

戻りまして、款2. 使用料及び手数料及び款4の財産収入から款8. 国庫支出金までは、調定額を100%収入しております。

歳入合計は94ページで、調定額10億1,647万4,563円に対して収入済額は先ほどの歳入金で、収納率は93.6%です。

次に、95ページ、96ページは歳出でございます。

款1. 総務費から款7の予備費まで各款項ごとの支出済額等で歳出合計は、96ページになります。支出済額9億1,828万661円で、執行率は95.9%です。

続きまして、議第50号、115ページをお願いいたします。

こちらの中ほどより下で、朗読説明をさせていただきます。

令和元年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入金8,831万1,296円、歳出金8,809万7,696円、歳入歳出差引残金21万3,600円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

117ページからが歳入歳出決算書になります。

歳入では、款1.後期高齢者医療保険料の調定額に対する収納率は99.1%で、款2の使用料及び手数料から款6の諸収入まで調定額は100%収入しております。

歳入合計は、調定額8,883万2,396円に対して収入済額の収納率は99.4%でございます。

次に、119、120ページが歳出でございます。

款1.総務費から款5.予備費までの款項ごとの支出済額で歳出合計額、支出済額は、執行率が99.3%でございました。

続きまして、議第51号になります。

127ページをお願いいたします。

こちらの中ほどより朗読説明をさせていただきます。

令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算書。歳入金1,342万6,822円、歳出金1,328万6,740円、歳入歳出差引残金14万82円で、うち翌年度繰越金も同額でございます。

129ページからが歳入歳出決算書になります。

歳入では、款1.障害児給付費から款6の諸収入、収入がなかった款3と款6を除きますが、調定額を100%収入しております。

収入合計は、調定額、収入済額とも1,342万6,822円で、収納率は100%でございました。

次に、131、132ページが歳出になります。

款1.総務費から款3の予備費までの款項ごとの支出済額で、支出の執行率は93.8%でございました。

最後に、議第52号、137ページになります。

こちらの中ほどより下で、令和元年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入金6億1,266万4,181円、歳出金6億342万7,681円、歳入歳出差引残金923万6,500円、こちらで翌年度繰越金は同額でございます。

139ページからが歳入歳出決算書になります。

歳入では、款1.分担金及び負担金の調定額に対する収納率は91.3%でございました。

また、款2の使用料及び手数料の収納率は98.9%です。

款3の国庫支出金から款8の町債まで調定額を100%収入しております。歳入合計は、調定額6億1,634万811円に対して収納率は99.4%です。

次に、141、142ページが歳出になります。

款1.公共下水道費から款3.予備費までの款項ごとの支出済額を計上させていただいて

おります。支出済額は、執行率97.6%でございました。

以上、決算額の収支を中心にした内容でございましたが、議第48号から議第52号までの説明とさせていただきます。御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第48号から議第52号までについては、8人の委員で構成する令和元年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第48号から議第52号までについては、8人の委員で構成する令和元年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時25分 休憩）

（午前11時27分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました令和元年度決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

令和元年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和元年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は、上野賢二君、副委員長は、林日出雄君です。

これで報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第17、議第53号 輪之内町空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題とします。

産業課長から議案説明を求めます。

松井和明君。

○産業課長（松井和明君）

それでは、議第53号について説明させていただきます。

議案書の20ページから22ページにより説明をさせていただきます。

それでは、20ページを御覧ください。

議第53号 輪之内町空家等対策協議会設置条例の制定について。輪之内町空家等対策協議会設置条例を次のように定めるものとする。令和2年9月4日提出、輪之内町長でございます。

21ページからは本文になりますが、この条例の制定につきましては、第1条の設置につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定、この条文はと申しますと、市町村が空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるとなっておりますので、この条文に基づき設置するものでございますが、設置目的につきましては、地域における高齢化の進展や家族構成の変化、既存の住宅・建築物の老朽化により居住や使用がなされていない住宅や建築物が年々増加しており、このような空き家の中には適正な管理が行われていない事案もあり、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害、防犯性の低下等、多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の方の生活環境に深刻な影響を及ぼし、今後、空き家等の数が増加すれば問題が一層深まることが懸念されます。

このような経緯を踏まえ、地域住民の方が安全に、かつ安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、空き家等の活用を促進することによりまちづくり活動を図ること等を協議するために設置するものでございます。

第2条では、空家等対策協議会の協議する事項を定めたものでございます。この中で、第2号、第3号に特定空家等とありますが、特定空家等とは、空き家等のうち、このま

ま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれがある状態や、著しく衛生上有害となるおそれのある状態の建物のこととさせていただきます。

続きまして、第3条では協議会の委員の構成について定めております。1項では協議会の委員数を、2項では委員の構成についてを、3項では委員の任期について2年と定めたものでございます。2項の委員の構成につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第2項で、協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他の市町村長が必要と認める者をもって構成すると定められておりますので、これに準ずるものでございます。

第4条では、会長及び副会長は委員の互選によって選出すること。

第5条では、会議を開催するに当たっての要件を定めたものでございますが、その中で第4項では、第3条第2項で定めた委員さんだけではなく、地域の実情などについては地域の方でないと分からない点もあろうかと思っておりますので、会長が必要と認めたときは委員以外の方——地元の方等ですね——の出席を求め、説明または意見を聞くことができるかと定めたものでございます。

第6条では、会議は原則公開することを、第7条では委員の守秘義務についてを、第8条では、協議会の庶務は産業課で処理することを定めております。

第9条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町の規則で定めるものとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 輪之内町空家等対策協議会設置条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第18、議第54号 輪之内町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
税務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田中久晴君）

それでは、議第54号について説明させていただきます。

お手元の議案書は23ページになります。

議第54号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について。輪之内町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年9月4日提出、輪之内町長でございます。

24ページが一部を改正する条例になります。

今回の条例改正は、先ほど町長の提案説明でありましたとおり、固定資産税の前納報奨金制度を令和3年度から廃止することに係る条例改正でございます。

この前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済情勢の下で、市町村の財政基盤の安定のために地方税法の公布時から施行された制度で、全国の自治体で導入されておりましたが、現在では納税環境も変化し、納税の便宜が図られるとともに、長年にわたりまして納税者皆様の御理解と御協力によりまして導入時の目的が達成されたこと、またこの制度を適用している税目が限定されていることなど、この制度の恩恵が受けられないという納税の不公平感が生じることが今回の改正の理由でございます。

なお、この制度の近隣市町の状況でございますが、既に廃止がなされており、今年度、令和2年度の県下の状況では、この制度を実施しているのが当町と他の1町のみであり、その1町につきましても、次年度から廃止を予定するというところでございます。

また、既に制度を廃止した市町がありますが、その収入状況をお聞きしておりますと、制度廃止後も大きな影響は見られないということでございました。

それでは、条例改正の内容を新旧対照表にて説明させていただきますので、条例の改正に関する新旧対照表の1ページをお願いいたします。

対照表の右側は現行欄で、固定資産税の納期前の納付、第51条の傍線部分である第2項が前納報奨金の交付に関する規定であり、この第2項の規定を削除するものでございます。

なお、廃止するのは前納報奨金に関する規定のみでございますので、同条の第1項、納期前の納付に関する規定は継続しますので、報奨金は交付されませんが、一括納付は今後も利用していただけるということでございます。

議案書の24ページに戻っていただきまして、この条例改正は、令和3年4月1日から施行するものとします。

以上で、議第54号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいた

します。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。

前納制度で早く固定資産税を納めてもらったほうが、私は行政にとっても都合がいいんだらうと思っておるんですけども、何か不都合なことがあるんですか、一括して前もって納めてもらうことに。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田中久晴君）

そうですね、今言われましたとおり、前納報奨金制度によって、固定資産税は4月納付でございますので、4月に多くの町税が集まるということでございますので、それに関して不都合があるわけでは全くありません。

ただ、こちらの先ほど説明いたしましたとおり、この制度ができた目的が達成されたということで、隣接市町村を見ましてもそういう形で進めておりますので、当町におきましても、後ればせながらということではありませんが、この制度を廃止するということの判断をさせていただいたところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

この固定資産税だけではなくて、今、前納制度というのはどのような税金がありますか、生きているのは、前納制度は。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田中久晴君）

町税に関しましては固定資産税だけでございますので、固定資産税のみでございます。税務課で取り扱っておりますもので福東輪中の賦課金がございますが、そちらも前納制度がございますが、町税としましては、この固定資産税で最後でございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第54号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第54号 輪之内町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定により9月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第46号から議第53号までについては、9月10日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長及び決算特別委員長は、9月15日に委員長報告をお願いします。

○議長(小寺 強君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでした。

(午前11時43分 散会)

令和 2 年 9 月 4 日開会 第 3 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第12日目

令和 2 年 9 月15日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案上程

日程第4 町長提案説明

日程第5 議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）

議第47号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第53号 輪之内町空家等対策協議会設置条例の制定について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和2年第3回定例町議会付託事件）

日程第6 議第48号 令和元年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第49号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第50号 令和元年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第51号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第52号 令和元年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎令和元年度決算特別委員会委員長報告

（令和2年第3回定例町議会付託事件）

日程第7 議第55号 令和2年度防災用備蓄品及び備品購入事業に係る売買契約の締結について

日程第8 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行

5番 浅野 進
7番 高橋 愛子
9番 田中 政治

6番 上野 賢二
8番 小寺 強

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木野 隆之	教 育 長	箕浦 靖男
参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田中 久晴
調 整 監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島 良重	教 育 課 長	野村 みどり
福 祉 課 長	伊藤 早苗	土地改良課長	田内 満昭
経営戦略課長	菱田 靖雄	建 設 課 長	大橋 勝弘
産 業 課 長	松井 和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島 広美	議会事務局	西脇 愛美
--------	-------	-------	-------

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第3回定例輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名です。議員全員出席でありますので、令和2年第3回定例輪之内町議会第12日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第46号及び議第53号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第46号及び議第47号についての審査報告がありました。

次に、令和元年度決算特別委員長から、議第48号から議第52号までについての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までとします。

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

皆さん、おはようございます。

議長からのお許しをいただきましたので、通告に従い、1つ目に輪之内町の災害どきにおける対応と避難について、2つ目に防災拠点の活用についてをお伺いします。

まずは本題に入る前に、7月に九州地方を中心に、特に熊本県の球磨川での豪雨災害、我が岐阜県の下呂市飛騨川での氾濫により甚大な被害に遭われました方々にお見舞いと早期の復興を願っております。

そこに関連して質問に入りたいと思います。

1つ目ですが、輪之内町の災害どきにおける対応と避難について。

7月の熊本の豪雨災害では、幅70キロ、長さ280キロの大規模な線状降水帯が発生し、1時間雨量が100ミリを超え、24時間雨量でも500ミリを超え、過去最大であったそうで

す。また、球磨川の氾濫では、特別養護老人ホーム「千寿園」で14人が亡くなられて、浸水の深さが最大9メートルに達していたそうです。これは建物でいうと、3階部分までつかってしまうことになります。

そこで、輪之内町水害ハザードマップを見てみますと、長良川、揖斐川、牧田川が氾濫した場合、洪水浸水区域は、想定最大規模で示すと、ほとんどの区域が5メートルから10メートル未満の2階部分も水没するとされています。そうしますと、輪之内町では指定避難所が14か所示されておりますが、想定最大規模を考えますと、各学校の4か所ぐらいしか避難所として使えなく、足りないのは歴然としております。

また、今回の豪雨災害では、垂直避難という言葉をよく報道で聞きました。たとえ洪水がないにしても、避難指示が出れば、誰も避難場所へ走って逃げるようなイメージを持つ人が多いと思いますし、それも大変重要な行為だと思います。

しかし、災害が間近に迫っていて時間的な猶予がない場合は、夜間・深夜に避難移動するというのも、逆に危険を招くこともあります。そんなときは自宅の2階に垂直避難をせざるを得ません。

そこで、お聞きしますが、避難場所に関してのお考えと避難行動をどうするべきか。

また、今回の豪雨災害では、防災無線の音があまりにも雨音が強過ぎて全然聞こえなかったと、住民の方の声でした。輪之内町も、新たに防災行政無線デジタル化工事をただいま実施しておりますが、そのようなことがないように、きちんとした調査をも並行してやっていってもらえるのか、町長並びに危機管理課長にお伺いいたします。

2つ目ですが、防災拠点の活用について。

現状ではまだインフラ整備の段階で、上物もこれからでしょうが、当然、避難場所としての活用が重要視されます。町長も以前から地域のコミュニティー活動の場となるような利用計画を考えてみえるようですが、あれだけの広大な広場を避難場所として使用するなら、ただの広場ではなく、ぜひともサッカー場、お年寄りのゲートボール場と兼ねて全面、予算の都合もあるかと思いますが、人工芝、天然芝で整備していただきたいと発案させていただきます。

なぜかといいますと、小・中学生の運動離れが懸念視されているさなか、今現在の輪之内町に至ってはサッカーをやっている子供がたくさんおられます。ですが、専用グラウンドがないため、きちんとした練習、試合もできないようで、新たに場所を確保してまでサッカー場を建設するのは困難かと思しますので、ぜひとも防災拠点の整備計画の中に組み込んでいただき、今後、未来を担ってもらう少年たちに新たなステージの場を提供してやって、スポーツ振興の一つの起爆剤としてサッカー場を設けてやっていただきたいと思いますが、町長の御意見をお聞かせください。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

一般質問ということで、土井田崇夫議員から2つの御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の輪之内町の災害時における対応と避難についてお答えをしたいと思います。

議員の御質問にございましたとおり、7月の熊本県や岐阜県下呂市等々では、豪雨災害で甚大な被害が発生し、多くの犠牲者を出したことは周知のとおりでございます。この災害によって亡くなられた方々、今なおおふだんの生活に戻れずに避難生活を余儀なくされている方々に対して、心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、議員が言及されております浸水想定についてであります。これについては、既に全戸にハザードマップを配布し、また町のホームページにも公表させていただいております。その内容については、破堤した場合、5メートルから10メートル未満の浸水が予測をされるということであります。

その状況下、町内の14の指定避難場所を指定しておりますけれども、その浸水のような事態となったときに使用可能と思われる避難所は、かなり制限されることは容易に予測がつく状況です。

これは当町の地形的要因によるものであり、それらへの対応が大きな行政課題になっておることも事実でございます。

こうした課題を解決すべく、平成25年度から当町大吉新田地内に防災拠点を整備すべく、国土交通省木曾川上流河川事務所と共同で進めているところでございます。

現在の現場の進捗状況でございますけれども、平成26年度に盛土の造成から始まり、盛土としては大方済んでおり、地盤沈下を今計測しながら養生しているというところでございます。

当該地の整備計画の策定状況でありますけれども、令和元年度に電気、上下水道のインフラ関係、坂路や周辺道路について整備の概要計画を策定しております。

今年度には当該拠点に整備しようとする施設、これはいわゆる上物と言われるものについてでありますけれども、その概要計画を策定することとしております。

今後の具体的な予定としては、令和4年度からインフラ整備を着工し、財政状況を見据えながら、順次整備を進めていくこととしております。

では、今すぐ冒頭で述べたような豪雨災害が発生したときに、その避難をどうするかということでございます。基本的には、収容キャパシティが物理的に不足する状況となっております。町外他所への避難をも考えるべきと考えております。

例えば、自助の段階で言うなら、県が作成した、このコロナ禍での「避難所運営ガイドライン」でも言われているように、親戚や友人宅へ避難していただくよう依頼しなけ

ればならない状況になることも視野に入れております。

また、他市町との連携による災害の対応も非常に重要でございます。実は平成29年5月に「西南濃町村会地域災害時相互応援協定」というものを締結しております。水害時において、当町より標高の高い、ハザードマップ上安全な町への避難の受入れ及び避難場所の確保について、いろんな課題がございますので、課題の整理をするとともに、協定締結先の町との予備協議を指示したところでもございます。

こうした対応で、初動時期における避難場所の確保というものを考えております。

次に、避難行動については、議員が言及されておりますとおり、慌てての避難行動は、常に危険と隣り合わせということになります。これは過去の災害事例から見ても、そういうことは容易に想像がつくと思われまます。

今回、沖縄・九州地方を襲った台風10号では、その規模や予測される被害を政府の災害対策本部、気象庁が早い段階から情報を出しております。関係市町村の早めのといたしますか、いろんな考え方がおありでしょうけれども、かなり早めの避難勧告・避難指示が出された、これが結果として被害が大きくならなかったということにつながったと、そんな報道もなされております。

したがいまして、避難行動については、町としては早め早めの情報提供、避難所開設準備、避難勧告・指示等が大変重要だと考えております。

また、御質問の中にごございました強い雨音で防災行政無線の音が聞こえなかったとの事例があったと、だからその対応をどうするんだということにつきましては、現在進めております防災行政無線のデジタル化工事の中で、設計段階から屋外拡声子局のスピーカーの出力の増強及びその屋外拡声子局のうち、役場庁舎を含む4か所においてモーターサイレンを併設するという対応も考えております。

続いて、2点目の防災拠点の活用についてでございます。

防災拠点の進捗状況については、1点目の御質問の中でもお答えしたとおりでございますけれども、議員が提案、要望されております広場の有効活用、これについては以前から私も申し上げておりますけれども、コミュニティー活動やスポーツ活動、防災訓練活動の場として、ふだん遣いのできる施設であることが必要だろうと考えております。

御提案のありました人工芝とか天然芝とか、これは今後の検討課題でございますけれども、議員の御意見も参考にさせてもらい、かつ当然のことながら、その要する経費、費用対効果の問題もございませうけれども、そういったものを考えながら、今年度進める予定の上物の整備の概要計画の中でそれも含めて検討を進めてまいります。

以上で、土井田崇夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

土井田崇夫議員から、1点目の輪之内町の災害時における対応と避難について私の答弁を求められておりますので、お答えをさせていただきます。

基本的には、町長答弁にありました内容で進めてまいりたいというふうに考えております。

その中で、他市町との連携による災害応援も大変重要で、29年5月に締結した西南濃町村会地域災害時相互応援協定により、水害時において当町より標高の高いハザードマップ上安全な町への避難の受入れ及び避難場所の確保について、諸課題を整理するとともに、協定締結先の町との予備協議を指示したと町長答弁がありました。その指示を受けて、関係町の課長クラスの会議におきまして、当町の行政課題、これは水害において避難施設が物理的に不足するという点でございますが、それについて申し上げたところでは、

今後は、その中でも水害に物理的に安全が確保される町と具体的協議に入っていきたいというふうに考えております。

こういった広域避難については、現在、内閣府や消防庁で議論が進められております。令和元年度、台風19号等を踏まえた避難情報及び広域避難の在り方についてということで、8月31日付にて中間取りまとめがなされております。その取りまとめの内容を検証しておりますと、まず避難勧告と避難指示を一本化しようとする方向性が示されたというところでございますが、これには現行の災害対策基本法の改正が必要になることがありますので、この改正法が成立し、施行されるまでは現行どおり、避難勧告と指示が発令されるということがまとめられております。

また、広域避難については、災害発生前に大規模広域避難を円滑に行うための仕組みの制度化の検討という方向性が示されておりますが、国として具体の議論にはいまだ手つかずといった状況であります。

国の状況は、今述べたような進捗状況でございますが、私どもとしてはそんな流暢なことは言っておれませんので、早急に先ほど言いました関係町との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、洪水をはじめとする水害は、地震と違って、気象情報、気象予報等により、あらかじめ応分の準備時間があります。私どもとしては、できるだけ被害を最小限にできる減災につなげられるように、早め早めの情報提供や情報共有に努めるとともに、私どもが行う公助が最大限の効果が発揮できるよう準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、土井田議員の答弁とさせていただきます。

(3番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

お二人の御意見ありがとうございました。

先日ですけれども、私たち議員による防災に関する議員セミナーに参加してまいりまして、そのときの講師であります鍵谷先生がやっぱり私と同じような意見を述べておられました。気象庁も事前に記者会見をするのが、特別警報級の災害が出るときは、そのときは3日の夕方時点で気象庁は、熊本県内の4日18時、明くる日の24時間雨量の多いところを200ミリと予想していましたが、実際は2倍以上の四、五百ミリの降雨量があったそうで、これは熊本気象台がそこまで、特別警報を出すほどの十分な予測ができなかったと判断してみえましたが、その話は、やっぱり住民が聞いたら、専門知識を持った気象台が何を言っているんだというふうに捉えられますわね。

ですから、もう今は気象庁ですら読めないようなゲリラ豪雨がいつどこで発生してもおかしくないというふうに起こっておりますので、輪之内町でも輪中地帯にありますので一番心配なのは、やっぱり豪雨災害だと思いますので、行政も早めの対応と情報収集、ネットワーク等を確立していただきたいと思います。

他市町のを参考にされるのもよろしいかと思えますけれども、やはり輪之内は輪之内で独自の、何が一番大事なのかと。豪雨災害のときはこれを先にやらないかとか、そういうことを早めに導き出していただきまして、やっていただきたいと思います。

また、2つ目の件でちょっと補足させてもらいますけれども、輪之内町のサッカー少年団ですけれども、年長から6年生までで55名、輪中のサッカー一部では1年生から3年生までで25名と、本当に大人気のスポーツになっておりまして、隣の安八町やら神戸町でも専用グラウンドが設けてありますし、私も先月ちょっとお盆休み、コロナ禍で何もすることがなかったので垂井町のキャプテン翼スタジアムと笠松町のフットボールセンター、それと各務原のフェニックス公園を視察に行つてまいりましたけれども、本当に環境に優れておりまして、あの炎天下の真夏の暑い中、子供たちがボールを追いかけて一生懸命やっていた姿を見ると、ああ、やっぱりこれは輪之内にもこういうものがあつたら子供たちも喜ぶし、お年寄りもゲートボールで使えたら本当にいい環境になって、また他所からも来場者が増えると思いますし、輪之内町も本当に防災拠点をうまく使っておるなあと思われると思いますので、ぜひとも再度検討のほど、追加でよろしく願ひたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

今、再度の御質問なのかはつきり……、意見の表明なのか、ちょっと迷っていましたが、いずれにしても、おっしゃられることについて、全部我々も視野に入れた中でいろんな検討を進めてまいります。

○議長（小寺 強君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので始めさせていただきます。

質問に入る前に、令和2年7月の熊本豪雨災害によりお亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、いまだ行方不明の方がいらっしゃいますが、一刻も早く見つかりますよう心からお祈りを申し上げます。

昨年の令和元年第2回定例町議会におきまして、ドライブレコーダーの推進について質問させていただきました。当時は、ドライブレコーダーを装着することで自らの運転を正そうという意識が働き、そうなれば結果として安全運転の促進にもつながっていくことから、町の推進事業に御検討をお願いいたしました。

今回は、妨害運転罪の創設により、ドライブレコーダーの必要性が大きく変わりましたので、再度質問をいたします。

1. ドライブレコーダーの推進について。

近年、あおり運転により発生した死傷事故が社会問題化したことを受けて、罰則を強化した改正道路交通法が6月2日、衆議院本会議で可決成立し、令和2年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設されました。これにより、令和2年6月30日から、他の車両等の通行を妨害する目的で急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行うことは厳正な取締りの対象となり、最大で5年の懲役または100万円の罰金が科されます。また、妨害運転をした者は、運転免許を取り消されることとなり、ドライブレコーダーの装着は記録を残す上で必要不可欠となっております。

私は、65歳以上の高齢者の皆様を対象にドライブレコーダーに助成金をつけていただきたいと考えております。現在、コロナ禍で頑張っておられる高齢者の皆様の背中を後押しできればと考えております。町長の御見解をお伺いいたします。

2. 図書館の電子書籍について。

タブレット端末やスマートフォンなどで閲覧できる電子書籍を貸し出す電子図書館を運営する地方自治体が7月1日時点で、岐阜県の3自治体を含む35都道府県の100自治体に達したことが電子出版制作・流通協議会の調査で分かりました。こうした背景には、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ住民サービスとして注目が高まっており、自治体での導入が加速しています。

岐阜県内では、県図書館が昨年7月に電子書籍を利用できるサービスを導入して、現在、約1,000冊をパソコンやタブレット端末やスマートフォンなどを使って、24時間、

無料で閲覧できるサービスを実施しています。このほかに、大垣市立図書館、関市立図書館が電子図書館を運営しており、大垣市立図書館は、一般書籍ではなく、戦前・戦後の郷土資料を電子化して提供しています。

私は、電子書籍を導入することで、コロナ禍において図書館に行きたくても行けない人にも書籍に触れられる機会を提供し、一人でも多くの方に本を読んでもらうことが大切だと考えております。町長の御見解をお伺いいたします。

3. 婚活サポート事業について。

結婚を望む男女の婚活を支援するため、輪之内町は平成26年10月21日に輪之内町社会福祉協議会と輪之内町商工会の3者が協力し、効率的に幅広くサポートしていける体制をつくるべく、「婚活のまち」宣言をし、相互に協力して、若い世代から年齢の高い世代までをサポートする結婚相談所の開設や各種イベントの企画を行っていますが、現在は充実していないように感じています。以前はお世話好きの方がおられて、親身になってサポートをしていただいていたおりましたが、現在はそういう方もいなくなり、輪之内町に限らず、時代の変化とともに結婚願望を持たない方が増えており、周りの方も生涯独身の人を見てもさほど驚かなくなっているのが現状です。また、結婚したいと思っているけれど、人には言えなくて諦めている方も見えると伺っております。

私は、一人でも多くの方に結婚していただけるように、サポートの在り方を時代の変化とともに変えていく必要があると感じております。現在は新型コロナウイルスの影響で、さらに出会いの場を失っております。町長の御見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

林日出雄議員から大きく3つの御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目のドライブレコーダーの推進についてお尋ねでございました。

議員が言及されておるとおり、罰則を強化した改正道路交通法が去る6月10日に公布、6月30日に施行されていることは御案内のとおりでございます。その目的・要旨は、先ほど議員がおっしゃられたとおりでございます。

このドライブレコーダーの搭載の状況について、昨年11月に国土交通省が実施したアンケート調査のデータがございます。

まず、その調査結果によりますと、まずドライブレコーダーそのものの認知度でありますけれども、「よく知っている」「名前程度は知っている」を合わせると、ほぼ100%近い方が認知をしているという結果であります。我々、交通事故等でよく話題になります70歳以上でも「よく知っている」が63.6%、「名前程度は知っている」が33.3%、合わせて96.9%、この年代でも認知度は非常に高いことがうかがえます。

次に、搭載率ですけれども、自家用車を保有している人で実際にドライブレコーダーを搭載している人の割合、全体ではまだ45.9%ということで、過半数は達しておりません。過半数を上回った年代で申しますと、実は20歳代と60歳代がそれぞれ53.6%、50.0%と、この年代がやや多いと。また、搭載率が最も低いというのが実は70歳以上の年代なんですけれども、これが38.8%、これは交通事故等で世間からもよく注目される高齢ドライバーの層と重なっているという、そんな状況になっています。

また、導入目的の回答では、各年代とも同じ傾向ではあるんですけれども、「交通事故の記録を撮る」というのが約9割、「あおり運転等危険な運転への対策」が7割以上、同様に高い割合を示しております。中には、「安全運転の意識を高める」という非常にある意味模範的な回答の方もお見えになりますけれども、そういう方が全体で4割以上いるという状況です。

逆に、次にドライブレコーダーを搭載していない人に「どんな理由があれば搭載するか」という質問をしておりますけれども、それでは「もう少し安くなってから」、もっと安くなりゃあつけてもいいよという感覚があると思うんですけれども、そういった回答をした方がどの年代も7割以上いるという結果になっています。

以上がアンケート調査から見えてくるドライブレコーダー搭載の現状でございます。

先ほどもっと安価になってからという話でしたが、現在では以前よりもかなり価格が下がってきておりまして、安いものでいうと4,000円台からあるし、大体普及の知られておりますものも2万円程度で購入ができるという状況にはなりつつあります。

議員から令和元年第2回定例議会でもドライブレコーダーに関する御質問をいただいております。そのときには、事故・事件を総合的に鋭意検討する中で答えを出していきたいと答弁をさせていただいております。

先ほどのアンケートの中で注目すべきなのは、搭載率が最も低かった70歳以上の年代、これは先ほど38.8%と申しましたけれども、これへの搭載率が上がってくると、今まで分からなかった事故の実相が見えてくるかもしれんと、実際どうだったのということが見えてくる可能性というのがあると思うんです。

参考までに、令和元年中の県内の交通事故の統計を見ておりますと、自動車事故における死亡事故の主たる原因者、運転者でありますけれども、その原因者において発生率は、高齢運転者については37.5%、24歳以下の若年運転者と言われる人が12.5%ということになっております。

その高齢運転者の事故原因別を見ますと、いわゆる安全運転義務違反、これが71.4%と非常に高い割合を示しております。

ちょっと見方を変えまして、全国的にも散見される、そんなに多くは実はまだないんですけれども、助成制度の制度設計がどんな状況なのかということなんです、その助成の内容を見てみますと、大体補助率が2分の1から3分の1、上限を1台当たり

3,000円から1万円で助成していると、そんな市町が大半でございます。その意味では大きな財政負担になるとは思えないということですね。

したがって、それらを踏まえた上で、先ほどの国土交通省のアンケート調査にもありましたとおり、搭載する目的において安全運転の意識を高めるという目的が4割以上あるということ、それから搭載率が最も低かった70歳以上の年代への搭載率が上がれば事故の実相が見えてくるかもしれないということ、そしてドライブレコーダーは以前よりも入手しやすい価格になってきているということ、また死亡事故における原因者では、若年層も含めて意外と高い割合になってきているということ。それから、先ほども申しましたけれども、助成制度の制度設計について大きな財政負担にはつながらないのかなと思われること、そういったことを総合的に勘案しますと、御提案のドライブレコーダー搭載費用への助成制度の創設、これについては高齢者向け、そして免許取得してから1年未満の若年層を対象として助成制度の創設に向けて具体の検討をしてみたいと、そのように考えております。

次に、図書館の電子書籍化についての御質問にお答えをしたいと思います。

電子図書館というのは、いつでも、どこにいても、インターネットが利用可能であれば、図書館に来館することなく、インターネットを通じて電子書籍の検索・貸出し・返却・閲覧ができるシステムと、そういったもののことを指しておると思いますが、そのため、日中の来館が困難な利用者にもサービスを提供できるということになります。また、職員による貸出し・予約・督促業務は必要がなくなる、返却期限が過ぎた電子書籍は、自動で返却されることになるということになるわけです。

まず、図書館の電子書籍化の全国的な状況について、一般社団法人の電子出版制作・流通協議会というのがございますが、その協議会の2020年4月1日現在の調査がございます。それによりますと、電子図書館、いわゆる電子書籍貸出しサービスというものについて電子図書館という形で言うておりますが、この電子図書館はそういう意味だと思っていただいて結構なんですけど、現在、導入している自治体数は94自治体、電子図書館数が91館、これは一部に共同設置の図書館がありますので、団体数に比較すると図書館の数は少ないという状況でありますけど、94自治体、91電子図書館、図書館を有する自治体における電子図書館導入比率は6.8%ということになっております。

現在、県内で電子図書館を運営する自治体は、先ほどもお話がございましたように、岐阜県立の図書館、大垣市立の図書館、それと関市立の図書館でございます。

中でも大垣市立の図書館は、林議員の御質問の中にもありましたように、地域の資料や貴重書といった所蔵資料をデジタル化して、「デジタルアーカイブ」として保存・公開をしているという特徴もございます。

電子図書館はどんな場所からも閲覧することができますし、時間など気にしなくてもいいという利点は確かにございます。それにもかかわらず、電子書籍や電子化された資

料を提供する、いわゆる電子図書館にまだまだ一步踏み出せない自治体、それから図書館運営の実態があるということですね。

以前の文部科学省の全国の公立図書館を対象にした調査によりますと、そのなかなか一步を踏み出せない理由の中で最も多いのは、財源の確保が困難、次いで提供の環境が整っていない、それから利用者ニーズがないのか、あるのか不明だということ、それからコンテンツ、いわゆる提供できる図書の内容がまだまだ充実していない。それから、これは理由になるのかどうかよく分かりませんが、理由を示さず時期尚早とか、動向を見極めている段階などという自主性に欠けた表現もございますのでちょっとどうかと思いますけれども、いずれにしても、電子図書館サービスについて、まだまだという状況であります。

それとともに、基本的には全ての書籍に著作権が存在する、電子図書館では、この著作権の取扱いが問題になります。

したがって、現在では電子図書館で貸し出されている書籍そのものは、知的財産権が発生していないもの、もしくは消滅しているもの、それとも著作権が自分にあるという、いわゆる自作のものが多くて、全体的に品ぞろえという意味で電子書籍の数がまだまだ少ないということもあるようです。

そして電子図書館の運営というのは、出版物をデジタルに置き換える作業、オンラインアクセスを維持するためのコストが膨大になる現実もあります。

図書館運営においては、電子書籍やICTシステムを導入することで図書の配架スペースが実は少なくなる、もしくは不要になるというようなこと、それから図書の汚損、破損の心配がなくなるといったこと、さらにはインターネットの利用によりどこでも読書を楽しんでいただける、そういう意味で様々な利点もある、それはそうだと思います。ただ、先ほど申しましたとおり、所蔵図書の多くが電子書籍化できないこと、購入費用が多額となる等の課題、これは輪之内町においても同様ということがございます。

ただ、今後においては、いろいろな状況の中でICT利用による領域の拡大というのは避けて通れない状況もございます。そういう意味では、電子書籍の普及でありますとか、ICTの革新など、情報化社会が進展する中での図書館サービス、いわゆる電子図書館の開設に向けて着実に検討を進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、3点目の婚活事業についての御質問がございました。

議員御承知のとおり、我が国での未婚・晩婚の割合は、国勢調査等の各種統計調査を見ておられますが、年々増加傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の「人口統計資料集」というのがありますが、そのデータを見てみますと、年齢が50歳時点で一度も結婚をしたことがない未婚の割合、昭和45年では男性が1.7%、女性3.3%、極めて低い状況であったわけですが、平成27年の数値によりますと、男性が23.4%、女性14.1%と、それぞれかなり上昇しております。将来推計では、10年後の2030年（令和12

年)には、男性が約30%、女性が約23%という状況まで上昇してしまうであろうという見通しになっております。

そういう状況の中で婚姻の件数は、平成30年に過去最低を記録しました。令和になって、幸いなことに令和婚ブームというのが一部でありまして、やや持ち直してはおりますけれども、未婚率の上昇というのは少子化にもつながる、今後の人口構造にひずみを生じさせる。したがって、それは将来の社会経済への深刻な影響を及ぼすことになるというふうに誰しもが懸念せざるを得ないという状況でございます。

女性の社会での活躍や地域におけるコミュニティーの希薄化、個人情報保護、いわゆる情報化社会の進展により、直接顔を合わせ会話をする機会が減少している、そういう行動様式の変化も関係しているのかなと考えております。

そんな中、輪之内町では、平成26年10月に結婚を望む男女の婚活を支援するため、「婚活のまち」宣言というのをしまして、社会福祉協議会、商工会、町の3者で協力し合い、出会いの場を提供するなどサポートを続けてまいりました。

現在は町の社会福祉協議会が主となって、毎年、2回から4回のイベントを開催しております。内容としては、バーベキューやカフェ、ゲームやトークなど気軽に参加できるように工夫をし、男性向けの婚活に向けたセミナーも開催してまいりました。

今年度は、残念ながらコロナ禍で開催が遅れておりましたが、今年の9月6日、感染防止対策をしながら、「占いDE縁活わのうち」というキャッチフレーズで、今話題の占いコーナー等も設けて実施したところでございます。

ちなみに、平成26年度の開始から現在までの参加者は289名、カップルの成立は39組、そのうち成婚数は1組でありました。なかなかですね。難しいなあというのが感想であります。今後もしろんな形でやっていきたいなと思っております。

現在、婚活は、インターネットの普及によって婚活サイトなどのあらゆるアプリもございます。いつでもかなりの出会いの場を持つことができるということでございます。

岐阜県でも、結婚支援事業「ぎふマリッジサポートセンター」というのを開所しております。岐阜県の市町村が運営する相談所に会員登録をして、会員同士がネット上でお相手を検索し、条件に合った方と出会うこともできるということになっております。お相手選びのサポート、お見合いのセッティングもセンターが行って、会員登録も無料で安心して利用できると、制度的にはかなりいろんなことをやっておるわけです。

今後も参加者のすてきな出会いの場をサポートするために、婚活イベント後のカップルの支援、県の婚活サポートセンターの活用、また他市町とも連携しながらセミナーの開催や相談に努めてまいりたいと考えております。

婚活サポートの内容については、皆さんもいろんなアイデアをお持ちのことだと思います。行政側としての取組強化はもちろんのことですが、皆さんのいろんな御意

見を頂戴しながら、一組でも多くの婚姻成立に向けて、ともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、林議員への答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

2番 林日出雄君。

○2番(林 日出雄君)

答弁ありがとうございます。

ドライブレコーダーについては、最近は何種類も種類も多いし、値段も何千円から何万円もありますので、やっぱり高齢者の皆さんはどういうものをつけていいのかわからないと思います。

私もちょっとドライブレコーダーについて情報を集めたんですけど、まず第1になってくるのが画素数になります。どうしても安いドライブレコーダーだと画素数が少ないので、録画をすると、ナンバープレートとか人物がどうしても見えないことが多いようです。

第2に、どうしても値段の安いドライブレコーダーだと、カーナビに電波障害がちょっと起きるようです。どうしてもドライブレコーダーのほうが電波が強いので、カーナビのほうがちょっと電波障害が起きる、そういった問題がありますので、やっぱりある程度金額はかける必要があるかなと私はちょっと感じました。

そこで、安八町、輪之内町のドライブレコーダーを扱っているお店を回って話を聞いたんですけど、安八町はフジワ・カーサービスさん、輪之内町は新しく福東大橋の手前に、農協の跡地に今アスクさんという自動車をやっているところがありましたので、ちょっとそこでお聞きしたんですけど、値段的にはコムテックの200万画素、前後のドライブレコーダーで税込み大体5万5,000円から6万円かかります。値段が少し高いと思うんですけど、やっぱりこれぐらいのドライブレコーダーをつけないと、本当に事件・事故に遭ったときに自分の身を守るかなあと、ちょっと話を聞いて私も感じました。

そこで、私、一つ思ったんですけど、こういう安八町や輪之内町のお店でドライブレコーダーをつけたら助成金がつくような形を取っていただくと、やっぱり地元の方も、何か地元のお店も頑張れるかなあというような気がするんですけど、その辺り町長の御意見をちょっと伺いたいなと思っております。

次に、電子書籍についてですけど、お話を聞いて、やっぱりコスト面、著作権の問題等、大変厳しい現状がありますので、今後、やっぱり書籍化というのは加速していくと思いますので、コスト的に合うようになってくれば少しずつ進めていただきたいと思います。

そこで、少し方向性を変えて、本を除菌することでコロナに負けない取組をしてはど

うでしょうか。どうしても不特定多数の方が触りますので、今後、手洗いだけではやっぱり防ぎ切れないと私は思います。

そこで、図書除菌機を推奨いたします。サイズ的には、2冊用、3冊用、4冊用、6冊用があり、除菌時間は30秒です。紫外線と風で除菌をします。イメージは、電子レンジを使うような感じを受けました。使ってみないとそのよしあしというのは分らないのですが、反響を聞いてみるとよいように感じます。今後、第3波も懸念されますので、まずは図書館のほうに設置をしていただき、後で予算がつけば、ぜひ小・中学校の図書室にも展開していただきたいと私は思っております。

少し前なんですけど、仁木小の先生方が感染対策で本を天日干しして頑張っておられましたので、やっぱり先生方も大変ですので、町長の御見解をちょっとお伺いしたいと思います。

小・中学校の展開については、教育長のほうにもちょっとお聞きしたいと思います。

最後に婚活については、私も先週の金曜日になるんですけど、安八町の社会福祉協議会のほうにちょっと邪魔させていただきまして、いろいろお話を聞きました。安八町と輪之内町は、ほぼやっていることは変わらないと思いました。1つ、ちょっとよい活動をされていましたので紹介をさせていただきます。

安八町のほうは広域の活動として神戸町と関ヶ原町の3町で、局長、担当者、民生委員が参加をして、年4回、そういう紹介活動をやって交流を深めておられます。何で輪之内町が入っていないのか分らないのですが、やっぱり輪之内町もこういった活動に参加をさせていただいて、交流を深めたほうがいいのかなあと思っております。近隣の状況を知ることも私は大切だと思いますので、どうでしょうかね。

また、近年は婚活サポート事業に民生委員さんがサポートされていないと、私、お聞きしました。これはちょっと危機的状況かなあと私は思っております。やっぱり地元の実情を知ってみえる民生委員さんにサポートさせていただいて婚活を進めないで、よくなるものもよくなると私は思いますので、ちょっとこの辺りも町長の御意見を伺いたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問をいただきました。答え得る範囲で答えさせていただきます。

まず、ドライブレコーダーの関係でございますけれども、これはもちろん事故防止という部分がございますが、それに併せて事故再現性というか、本来どうなったんだとかという確認的意味もありますので、それができなければ意味はありませんので、そういったものが対応可能なものについての補助というものを考えるべきだろうと、そんなふうに思っております。

値段につきましてはいろいろありますので、私は今どの辺のものかと、先ほど申し上げたのは、最多価格帯としてはそんなものが今多いのかなという感じです。当然、超高級なものもございます。ですから、やっぱり補助にも上限は出てくるんだろうと思えますけれども、そういった形での制度設計を考えてまいりたいと思っております。

それから、貸出図書の除菌機の導入ということでございます。ちょっと最適な答えは持ち合わせておりませんので、その点は御了解いただきたいんですが、そもそも特にこのコロナのときに不特定多数の方々が手に触れる図書について、一部に感染症への不安が出てくるということは、これは容易に想像がつきます。そもそも、でも実際のところどうなんだというのがなかなかデータでもって説明されているわけではない。ある意味、安全・安心という意味から言えば、安全というよりも安心という感覚の問題が先行しているような感じが少なくとも現状ではしております。

1つは感染症についての考え方なんですけど、ある種の専門家、また特に感染症の専門家が一般論として言っていることというのは、これは一般生活で付着する細菌って何があるんだろうということになると、普通に考えられる大腸菌とか、ブドウ状球菌の一部とか、そういったものがあると思われるんですが、これは御案内のとおり、大腸菌というのは乾燥に非常に弱い。ですから、先ほどあったように、日干しすれば消えるよとか、そういうことになるわけですし、ブドウ状球菌というのはある意味誰かが潜在的に持っているんだということのようですが、私は感染症の専門家じゃないんでよく分かりませんが、そういったことが言われています。そういう意味では、細菌等も過剰に心配する必要はないんだろうと思えます。過去に感染症が発生したときも、図書館でそういう感染症対策で除菌機云々という話はあまり聞いたことがない。ただ、最近では技術の進歩もありますので、そういったことがやれるようになったんだろうと、こんなふうに思っています。

私自身はなかなか判断に迷いますけれども、専門家の言葉を信ずれば、どこまで心配するんだろうねという感覚はございます。ただ、何らかの可能性というものを排除することはできません。そういう意味では、導入について調査はする必要があると思っております。

いずれにしても、予断を持って可能性を排除するつもりは全くありません。結果、導入の可否というのは、エビデンス、根拠をもってその有効性が確認できるか否かにかかっていると思っておりますので、今後、これについても調査は怠りなく進めてまいります。

それから、婚活サポート事業についてでありますけれども、一般論で言えば、広域連携なり、その情報をいろんなところから集めてきてやるというのが有効であるということは疑いのないところでありまして、それに向けて、できる範囲でやっていくということだろうと思っております。

ただ、現実にはどのような連携で事業推進するのか、先ほど隣の町のお話がございます

た。その件に関しても、その時点での各市町、各社協での判断というものがあつたんだろうと、経過は詳しく承知しておりませんが、そういうことがあつたんだろうと思っています。

それから、民生委員のサポートについては、実はかつては婚活、結婚相談というものを実施していたんですけれども、相談者がほとんどいなかったということのようであり、これは、プライバシーの扱いなど非常にデリケートな問題も含んでおりますので、当時、どんな問題、課題があつたのか、それが新しい状況の中でどう組み合わせっていくのか、もう一度考える必要があるのかなとは思っています。

今でも民生委員さんに、もし仮に相談があつた場合には、当然、各市町村の社協とか、いわゆる婚活相談をしているところへ話をつなぐというようなことはやっていただけると思っていますし、そのようにさせていただきたいと思っています。

いずれにしても、婚活ってある意味情報戦なんですよ。情報をどれだけ集めて、それが優位に働くように、どんな形で情報をこなしていくかということに尽きると思います。そういう意味では連携というものをどんどん進めていく必要があるんだろうと個人的には思っておりますし、情報をたくさんお持ちの議員さん方でもありますので、そういった意味では議員さん方にもいろんな情報の連携について御尽力いただけると幸いかなと、全てはこれは総力戦でありますのでそんなふう考えております。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

今、質問がございました図書除菌機につきましてですが、私は、今、学校のほうでいろいろとコロナ対策をやっておりますので、手洗いをきちんとするという事は、これは今どの児童・生徒も取り組んでおりますので、まずきちんと手を洗えば、ひよとしてウイルスが本についていたとしても感染は多少は防げるかなあとも思っております。

本の除菌機につきましては、必要があれば導入していきたいというのは、また予算の関係もございまして、今、思っております。

それで、インフルエンザなどのウイルス菌は、紙に付着すると、しばらくすると活性化しなくなる、なくなるということも聞いておりますので、コロナのウイルスの菌がどれくらい、例えば3日間ぐらいで、ウイルスがついてからですね、たちますと消滅するというのか、活性化しないというようなことがあれば、その期間はどこかへ置いておけばいいわけですが、現実問題、菌がついておるといことがあれば大変心配ですので、やはり予算的に可能ならば購入して、したほうが安全だと私は思います。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

再答弁ありがとうございます。

ドライブレコーダーについては、今、コロナ禍で地元の企業も大分落ち込んでおりますので、やっぱりそういう地元の企業にちょっと元気を出してもらえるようなことをやっていただければ、地元のほうもちょっと盛り上がっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

電子書籍のほうの図書除菌機については、やっぱり仁木小の先生方とかなんかも大変苦勞されておりますので、前向きにちょっと検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

やっぱりコロナに負けない取組を輪之内はやっておるということをいろんな町に私は見せてやりたいと思ひますので、やっぱり一番に木野町長にも入れていただきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

婚活におきましては、今、本当に独身の方が多いので、これはもう一回、町挙げて真剣にやらないと、本当に駄目になっちゃうような気に、ちょっと私、危機感を持っておりますので、何回もじゃないんですけど、ある程度みんなでちょっと盛り上げていかんといけないと思ひますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

おはようございます。

続いて質問いたします。

安心・安全なまちづくりについて。

安心・安全なまちづくりの大きな柱として、防災対策、防犯並びに交通安全対策があります。町長は、4期目のスタートに当たり、安心・安全のまちづくりが最優先課題として、この町で生活している約1万人の人々が生活の安心・安全を実感できる、それが施策の基本となるべきとの考えを示され、「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいと実感できるまち」をスローガンに、その実現に向けて鋭意努力をいただいております。

防災対策につきましては、新型コロナウイルス感染症第2波の非常事態宣言が解除され、感染者数も減少傾向にありますが、まだまだ終息が見えず、行事、イベントの中止、延期など、ウイズコロナの新生活様式による自粛、予防生活が余儀なくされ、日常生活に程遠い状況であります。

今夏も長期にわたる記録的な酷暑が続く中、大型で非常に強い台風9号、10号が沖縄・九州地方を襲い、日本付近の海水温度の異常上昇により、今後もスーパー台風の脅威が懸念されております。

また、地球温暖化による豪雨化の傾向もあり、近年、観測史上1位の雨量を記録する地点が続出し、毎年のように深刻な水害が発生しており、南海トラフ巨大地震など国難レベルの地震発生も予測されております。

今後も、さらなる防災意識の向上、ハード・ソフト両面からの防災対策を絶えず検証、点検をして、対策を進化させていくことが不可欠であると考えます。手を緩めることなく、防災対策強化に努めていただきたいと思います。

今回は、防災対策とともに、安心・安全なまちづくりの大きな柱の一つであります防犯並びに交通安全施策について御提案をいたします。

1. 防犯カメラの設置について。

近年、子供の登下校時を狙った凶悪な犯罪や、犯罪の前兆とも言える不審者や声かけ事案が多く発生しております。先日にも、深夜、町内において車等の器物破損事件があり、子供の安全、地域の安心・安全のための一層の防犯対策が重要な課題であると考えます。

現在、本町におきましては、スクールガードリーダーや地域見守り隊、夜間パトロールなどの監視活動の実施や、防犯灯の整備事業を促進しております。しかし、こうした地域ぐるみの防犯体制や人海戦術は、地域住民への周知、啓発活動において大変重要な施策ではありますが、人的配置や時間的にも限界があります。

そうした中で、防犯対策に非常に有効な手段として防犯カメラがあります。以前にも一般質問で取り上げましたが、防犯カメラは、事件・事故解決の有効な手段であると同時に、犯罪を未然に防ぐ抑止効果もございます。今や防犯カメラは、安心・安全なまちづくりに不可欠なツールとなってきております。現在の取組と並行して、一層の安心・安全なまちづくりのために公的防犯カメラの設置が必要であると考えます。

設置場所につきましては、警察や地域住民と協議して決定し、運用に関しましては、もちろん撮影映像の慎重管理とプライバシー保護に配慮した適切なルールづくりを行っていくことは言うまでもございません。ぜひとも早急な防犯カメラの設置について御再考ください。

2. 交差点の拡幅について。

本町においては狭小な幅員の道路が多く、有効幅員や歩道の設置等、歩行者と車を安全に分離させるための道路用地を確保することが非常に難しいことから、交通安全対策として通学路等へのカラー舗装化を提案いたしました。

その後、通学路の横断歩道や交差点の事故多発箇所等へのカラー舗装化、また県道等幅員確保ができる道路には歩道の設置も実施し、交通安全対策に努めていただいております。

しかし、最近気にかかることがございます。それは県道と町道の交差点が狭小のため、大型トラックが右左折に難儀をしている状況をよく見かけることです。企業誘致等によ

り、今後、ますます大型車両の交通量増加が予測されます。

町内交差点を一度調査、検証し、大型車両の通行が多い、また今後の通行増加が見込まれる交差点で特に狭小な交差点においては、拡幅等、スムーズに大型車両が通行できるよう対処する必要があると考えます。

以上、安心・安全なまちづくりにおける防犯、交通安全対策の今後の事業展開について町長の御見解をお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野議員からは2つの御質問をいただきました。順次お答えをしたいと思います。

まず、1点目の防犯カメラの設置についてでございます。

防犯カメラの設置については、過去にも導入に向けて検討した経緯がございます。そして、今回、議員から質問をいただきましたので、その後の状況を踏まえつつお答えをしたいと思います。

まず、現状を把握するために、当町の防犯カメラの設置の台数、それから輪之内町における犯罪の発生件数、それから大垣警察署管内における犯罪件数、以上の3つの視点から調査をしたところでございます。

まず、当町の公共施設における防犯カメラの設置状況は、小・中学校16台、4台ずつが4校ということでございます。こども園が12台、4台ずつで3園と、そして図書館の8台、計36台となっております。

また、直近2か年の犯罪件数であります、30年が30件、元年が48件となっております、その内訳でございますが、元年においては粗暴犯が12件、窃盗犯が35件、その他の刑法犯が12件、そのうち住居侵入が2件、器物損壊が9件という状況で、ちなみに大垣警察署管内で全体の刑法犯認知件数というのが1,329件ということでございます。輪之内町は、そのうち48件、約3.6%という状況でございます。

次に、防犯カメラを仮に設置するとした場合にいろんな課題があるわけですが、住民の肖像権、プライバシー権をどうやって担保をするのかという方法、またそれを規範性を持って規制していくためにどんなものを制定したらいいのかということについて、様々な判例もございます。そういったものを中心に検討してきたところでございます。

まず、ここで抑えておきたいのは、我が国における法的整備の状況はどうなっているのかということなんですが、実は我が国において防犯カメラの設置・運用について、直接的に規定した法律というものはございません。そのために自治体が設置・運用する防犯カメラの管理方法については、各自治体に委ねられているというのが現況となっております。

さらに言えば、防犯カメラに関する議論というものは主に刑事法の分野で展開されて

きておりますので、行政法規的な観点、そちらからは実は議論の蓄積が乏しいというのが現実の姿であります。

過去には行政機関等における監視カメラの設置等の適正化に関する法律というものが議員立法として提出されましたけれども、結局、この法案も熟議を尽くすことなく、審議未了、廃案という形になっております。

ここで防犯カメラによる撮影について、過去の判例でございますが、ちょっと確認をしておきたいと思えます。

いろんな判例が出ておりますが、代表的なものに大阪地裁の判決5要件というものがございまして。

具体的に問題点を整理すると、目的が正当であること、客観的かつ具体的な必要性があること、設置状況が妥当であること、それから設置及び使用による効果があること、そして使用方法が相当であること、この5つの要件というのを具備した上で、条例化をすればですよ。設置の対応というか設置主体の在り方によって、その制定の内容が異なってまいります。公共施設のみ、公道も含めてでありますけれども、そういったものに防犯カメラを設置するのであれば自主管理条例型といえますか、要するに内部調整をどうするかという形で公共施設のみに関してやるやり方、それから自治会組織等が設置しようとする防犯カメラも含めて、いわゆるコントロールしようとするのであれば、統一管理条例型と言っていますが、そういった条例が望ましいという見解が出ております。

ちょっと分かりにくいので少し説明させていただきますが、自主管理条例型という第1の類型、要は公共施設だけにやるという方法、これについては自治体のみが対象になりますので、自治体が設置する防犯カメラについての自主管理規定で、自治体以外の私人に対しては設置利用基準の作成だとか届出の義務を課すものではないと、要するに内部調整ということでございます。

一方で統一管理条例型というのは、私人であるとか、行政機関であるとか、地域団体であるとか、そういう設置主体を特定せず、公共の場所について設置される防犯カメラについて設置利用基準の作成を義務づけると、かつその当該設置利用基準を自治体に届け出ることを義務づけるということを基本的な内容にしております。大きくその制定の方法が異なるということになってまいります。

その他、全国的には、条例制定までには至らないんだけど、自主管理規則型、要綱型、ガイドライン型、そういったもので防犯カメラの設置・運用をしているところもございまして。

これらを参酌した上で当町に公共の防犯カメラを設置するのであれば、自主管理条例型の条例を少なくとも制定して運用していくのが妥当であろうと、そんなふうに考えています。

また、当然のことながら、併せてランニングコスト、イニシャルコストを含めた財政面でも検討が必要なことは論をまたないと。

そこで、以上のことを踏まえた上で防犯カメラの設置を検討したときに2つの方法が考えられます。

1つは、既に敷設されております光ケーブル網を利用したネットワークの一環として、そこに防犯カメラを組み込む方法、もう一つが、防犯カメラ単体でメモリーカードに録画する方法、よく言われますインターネット接続型とスタンドアロン型の違いみたいなものですが、どちらかになると思われます。

そこで、ちょっとラフな試算でありますけれども、防犯カメラを30台設置するということでコストを考えますと、光ケーブル網を利用した場合は、イニシャルコストが1,250万ほど、ランニングコストが年間260万ほどかかります。また、メモリーカード方式、これでやりますとイニシャルコストが1,050万ほど、ランニングコストが年間90万ほどという状況になってまいります。

総合的に考察したときに、当町の犯罪件数、先ほど冒頭で申し上げましたように、あまり多くないという状況からすれば、これが全ての判断基準ではないんですけれども、公的監視カメラの設置は、費用対効果という意味では、この犯罪率の低さは、費用対コストはあまり高いものにはならないのかなというのが一つの感想ではあります。

一方、最近の町内の犯罪の状況からしますと、要は犯罪の対応として、私人の当該敷地内での犯行が大勢を占めております。そんな状況でありますので、私人が敷地内に防犯カメラを設置する際の補助金制度を創設するのも一つの方法かなと、こういったことも考える必要があろうかなというふうに思っております。

いずれにしても、今まで鋭意検討した結果を踏まえて、何らかの形で実現できる方法で進めて、町民の安全・安心なまちづくりに資するというものとしてまいりたいと現在では考えておるところでございます。

次に、質問2点目の交差点の拡幅についてお答えをしたいと思います。

輪之内町内の道路というのは住民の日常生活を支える極めて重要な施設であり、併せて揖斐川、長良川に挟まれた当町は、自動車への依存度が大変高いところでございます。そういった意味では道路のグレードというのが、やっぱり皆さんは関心がおありなんだろうと、そんなふうに思っております。

御質問いただきました県道と町道の交差点でありますけれども、町内の主要な県道である主要地方道羽島・養老線、それから県道安八・海津線、県道安八・平田線の主要県道3路線における町道との信号交差点、全体で17か所ほどございます。もちろん、その他信号のない県道との交差点というのはもっとたくさんあるわけでございます。

議員の御指摘がありましたとおり、県道と交差する町道路線の多くは、従来から幅員が狭くて車線数も1車線である町道が数多く存在しておると。特に幅員の狭い町道に2

車線の県道から交差点に進入すると、そういったときには支障があると見受けられる交差点もあることは事実でございます。これらの交差点全てにおいて交差点改良を実施していくということは、現地の状況もございます。いろいろ家屋が建ち並んでいるところとか、なかなか難しい部分もありますけれども、町内全域を見渡して、通行量が多くて、なおかつ歩行者に危険性があるなど、緊急性の高い箇所から順次改良できるように関係者の間で協議を進めてまいります。

なお、県道と町道の交差点については、上位路線である県道の側が交差点を管理するという形になっております。したがって、この県道との交差点改良については、基本的には県において事業を進めていただく必要があります。そういう意味では、通行に支障のある交差点については、県に対し改良要望を行って、町内道路の利便性の向上に取り組んでまいりたいと、そんなふうに思っておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

御答弁をいただきました。

まず、1番目の防犯カメラについては、輪之内町は非常に犯罪率が低いと、費用対コストを考えると非常に厳しいんじゃないかというようなお話でございました。

本題の中でも申し上げましたが、これは抑止効果もあるということでございますので、本当に安心・安全なまちづくりということであれば、要所要所に防犯カメラがあると、これが私は大前提だというふうに思います。

もちろんコスト的にも、先ほどお聞きしましたが、年間維持費もかなりかかるということでございます。例えば、その台数ですね。こんなことを言ったらいかんのかかもしれませんが、要所には本物を置くと、で、ある程度ダミーを使って、ああ、防犯カメラがここにもある、あそこにもあるというようなことも一つの作戦ではないのかなというふうにかねがね思っております。

近隣市町を見ますと、大垣市が非常に力を入れておることなんですね。公的な防犯カメラの設置はもちろんです、各町内、自治会等への防犯カメラの設置に対する補助制度というものも調べてみますと、平成27年4月から実施されておること、いろいろなルールづくり、それを設置するにはいろいろな条件もつけておりますが、近々、27年から、これ資料でちょっと調べましたら、16団体で計45台、今のところ各自治会で設置されておるといったようなことが、数字が出ております。

輪之内のほうも公的な防犯カメラ以外にも各区のほうにこういった助成を出して、交通安全も含めてそういった要所に設置していただけるように、こういった補助制度も設

けていくということも一つの手かなというふうに考えておりますので、御検討していただきたいと思います。

それから、2番目の交差点の拡幅ということですが、具体的に言いますと、これは安八・海津線の南波と里ですね、あの交差点は非常にいつも、私は地元ですのでしょっちゅう通るわけですが、青信号のうちにやっと1台大型トラックが通ったら、それで終わりというような状況がよくございます。

また、大型の後ろにつきますと、信号が見えませんが、赤になっても、そのまままたつながって、長く時間がかかりますので、続いて赤のまま行っちゃうというようなことで非常に事故の懸念もされますのでね。また、今、エフピコは増築しておりますので、これからもっと大型は増えると思いますね。これは本当に早急にちょっと対処してほしい。

里の交差点も、この間も僕が通りましたら、やっぱり県道から町道へ入ってきまして、なかなか難儀するんですね。あそこは歩道をつけていますので、道路より交差点に入るところが狭くなっているんですね。余計大型が通れないというような状況になっておりますので、他地区もそういったところがあるかと思っておりますので、一度町内の交差点を再点検していただいて、対処していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

2点の再質問をいただきました。

1点目の防犯カメラに関して言うならば、これは先ほど議員もおっしゃられたとおり、犯罪抑止の効果があると、これは私もそうだと思います。同感です。

それから、大垣市の防犯カメラの云々という話がございました。これは特に都市部の防犯ということで力を入れておられるんだろうと思いますけれども、先ほどの抑止という観点から見ても、どこかで手を緩めて、一旦その犯罪が拡大してしまうと、なかなかそれを元へ戻すのは難しいこともあると思いますので、その部分をどうこれから扱っていくのか、課題として常に捉えていきたいと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、状況を判断する中でということで、実は先ほど費用対効果という話を申し上げましたけれども、安全と費用対効果というものをあまりシビアな意味で捉える気は実はないんです。本当に安全のために必要だと思えば、実はそれを最優先にしたいなと私自身は考えていますので、それほど議員のお考えとその方向性において違っているとは思っておりません。その辺のところは御理解いただきたいなと思います。

それと、今、具体の話がございました。この交差点は、実は安八・海津線の西側の町道から交差点に進入して、県道を北上して安八スマートインターのほうへ向かっていく

というのがあつる。ちよつとこの突角を改良しないと、非常に大型車が通りにくい状況、それは周辺に車があるかないにかかわらず、そこを通過しようとする大型車自身が通りにくくなつてゐるという状況がございませう。そういう意味で、ほかの交差点との兼ね合ひもございませうけれども、発生状況の頻度、それから事故発生危険性等いろいろ考へながら、管理者であります県道の当局ともよく調整をしまひたいと考へておられます。

同様のことはほかの交差点についても言へることでありませうけれども、1か所で詰まってしまうと、道路の効用、機能全体を損なうことにもなりかねませうので、そういった細かいところも含めてやつていきたいなど、対応をしまひたいと、そんなふうにおられます。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

ありがとうございます。

よく検討して進めていただけるといふふうには理解をいたしました。

いずれにしても、安心・安全の町をうたうには、やはりそれなりの根拠がないといけませんので、カメラもそうでしょうし、交差点がスムーズに行けるといふこともそうでしょうし、いろんな多方面から安心・安全なまちづくりに今後とも努めていただきたいといふふうにおられます。

以上で質問を終わります。

○議長(小寺 強君)

暫時休憩いたします。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

一般質問を行います。

少人数学級についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症の中、子供たちはかつてない不安を抱へ、学びの格差でも親は深刻な不安を抱へておられます。子供たちの学び、感染防止の点でも少人数学級の実現は急務と考へます。

このような時期に全国知事会、全国市長会、全国町村会は、政府に少人数編制を可能とする教員の確保などを要請されました。教職員の皆さんは、子供たちの学びの保障と

ともに心のサポートもしっかりやっていかなければと話しておられます。子供たち一人一人に応じたきめ細かな指導を行えるよう、少人数は必要との思いです。

新型コロナウイルス感染症の影響で学校は混乱し、子供たちや先生は困惑しております。子供たちをどう支えたらいいのかと、保護者は物すごく不安です。コロナのせいで子供が失ったものをゆっくり取り戻していくことが必要です。それができるのは少人数学級です。

輪之内町の小・中学校の児童・生徒数の実態を調べてみました。一番少ないクラスの人数は、福東小学校の1年生15名です。一番児童数の多いのは、大藪小学校の1クラス38名です。次に多いクラスは、大藪小学校の6年生33名です。

全国一律に始まった一斉休校、学校再開のときは、クラスを半数以下にした分散登校、このことが少人数学級の社会実験だったというように私は思っております。みんなが少人数のよさに気づいたと思います。1クラス38名とか33名、改善してほしい。教育長に質問して、終わります。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

浅野進議員から少人数学級についての御質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染がこの夏、再び拡大しました。9月8日の中日新聞によると、5日から感染者ゼロが3日間続き、8日に2名の感染者が発生と。7月で県内で発生したクラスターのうち、最後に残っていた関市の職場を中心としたクラスターも、この日、終息したと判断、県の担当者は、感染ペースは落ち着いてきていると語ったとのことでした。

また、11日には、7月以降16例目のクラスターが土岐市と可児市で発生したようです。まだまだ終息したのではないので、感染対策を継続しながら教育活動を進めていかなければなりません。

現在、町内の小・中学校では、新型コロナ感染症予防として、マスクの着用、手洗い指導、3密を避ける、毎朝、健康チェックカードの点検、同居家族の体調不良もこのカードに記入しております。これを実施しております。そのほか、チェック項目に沿い、感染防止の徹底に努めております。

浅野進議員の質問の中にもありますように、新型コロナ感染症や学習面に対して不安を抱いている子供や保護者の方も多いのではないかと思います。子供たちの学び、感染症予防の点からも、私も全学年の少人数学級の早期実現が必要であると考えます。

学級編制においては法令に基づき進められており、平成13年度より児童・生徒の実態を考慮して、国の基準——これは40人です——を下回る特例的な学級編制基準を都

道府県の判断により設定することができるようになりました。

岐阜県は、現在、小学1年、2年、3年と中学1年の1学級の上限は35人と決められており、そのほかの学年は40名となっております。

少人数学級は、児童・生徒一人一人に目が行き届き、個に応じたきめ細かな学習指導が行え、学力向上に効果があります。また、発表、発言など、子供一人一人の活躍の場が増えるなどのメリットがあります。

義務教育標準法で決められた40人学級では、机を並べて1メートル以上の間隔を保つのは難しくなります。現行の小・中学校の40人学級では、新型コロナウイルス感染症防止は困難だとして、全国の知事会、全国市長会、全国町村会の3団体も今年3日、文部科学相に対して、公立小・中学校で少人数学級を早期に導入するよう求める緊急提言書を連名で提出しました。

面会は、冒頭を除き非公開でしたが、3団体の出席者によると、文部科学相はしっかり取り組んでいくと前向きな姿勢を示されたそうです。

提言書は、公立小・中学校の普通教室の平均面積は64平方メートルで、現在の40人学級では感染症予防のための距離を確保することが困難と指摘、感染症の再拡大時でも必要な教育活動を継続するには少人数指導がぜひとも必要として、教員の確保などの環境整備を求めました。

少人数学級の編制基準については、法令に基づいて進められております。ぜひ輪之内町としても全学年の少人数学級の早期実現を要望します。

以上で、浅野進議員の答弁とさせていただきます。

(5番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

再質問をいたします。

特に私が心配しているのは、大藪小学校の現在の4年生です。これは1クラス38名ですが、よく県のほうでは密接・密着・密閉とかと、3密を避けましょうとか、盛んに言っておるんですが、どうも1クラス38名では密接・密着、これに反しているように私は思うんです。ぜひ改善してほしいなあと思います。

6年生については33名ですが、これは了としても、38名の1クラス、これはぜひ教育長、頑張って改善していただきたいというように思います。答弁はいいです。

○議長（小寺 強君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

私からは新たに取り組む自主防災組織による防災訓練についてお尋ねします。

今月、9月は防災月間です。大正12年9月1日に関東大震災が発生しました。その大惨事を忘れないため、またこの時期は台風の被害が多い時期であることから9月1日を「防災の日」と定め、政府、地方公共団体等関係諸機関をはじめ、広く国民が台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備することとし、制定された啓発日であります。

防災の日を含む1週間を防災週間として、当町でも毎年、この時期に町全体の総合防災訓練が実施されてきました。今年から新たに各地区ごとの自主防災組織による防災訓練の取組を始めています。9月の町報の3ページに輪之内町防災士連絡協議会の設立の案内がございます。7月21日に文化会館リトルホールにて設立総会が開催されました。

日本は歴史的に見ても災害の多い国です。1995年に阪神・淡路大震災、2011年、東日本大震災、また近い将来に南海トラフ地震が起こると言われております。

このような中、どうしたら災害による被害を少なくできるのかが求められています。

阪神・淡路大震災では、消防などの公的機関の救助、公助ですけれども、によるものは、僅か2%でした。多くの方は自力、自助、自分でですね、家族や隣人などの地域の住民、共助ですけれども、によって救出された。パーセンテージで申しますと、自力で34.9%、家族に31.9%、友人・隣人に28.1%、救助隊、消防隊とかには1.7%です。自主防災組織の重要性がはっきりしております。

大規模災害が発生したら、多数の災害現場に消防が駆けつけることは不可能な状態になります。公的機関による対応、公助には限界があります。地域住民一人一人が自分たちの地域は自分たちで守るという共助の取組が重要になってきています。地域単位の自主的防災活動が求められています。これらの役割を担う組織が自主防災組織でございます。

当町の自主防災組織を見ますと、区長をはじめ防災隊長を中心に、副隊長、部長、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班、要援護班、渉外班と組織されております。

実際、町民の皆様で自分の担当、役割等を把握していらっしゃる方は何人いらっしゃるのでしょうか。恐らく、残念ながら少人数だと思われれます。

人口減少社会、少子高齢化、共働き世帯の増加等、社会情勢の変化にこれからは対応していく必要がございます。

当町では、6月に輪之内町防災士連絡協議会設置条例が施行され、防災力を高める活動が期待される中、自助・共助・公助の協働活動を推進するため協議会を設置しております。

防災士とは、社会の様々な場で防災力を高める活動のための十分な知識と一定の技能等を取得したことを日本防災士機構が認証した人です。私はまだ防災士の認証は受けて

おりませんが、今後、防災士の講習に参加したいと思っております。

令和2年3月31日現在、輪之内町在住の防災士認定者は261名と聞いております。

そこで、お尋ねします。

1つ目に、防災士連絡協議会を設置し、地域の防災力向上を推進されていくわけですが、自主防災組織が中心となって自分たちの地区で今何が必要かを考える等、防災活動計画は、今現在、どのような状況なのでしょうか。

2つ目に、また各地区の防災士さんの人数の偏りが見受けられますが、どのように取り組んでいけますでしょうか。

3つ目に、区長さんの負担が増えるだけでは続かないおそれがあると思われます。どのようなサポート体制、支援策を考えていらっしゃいますか。

最後に、災害状況を正しく理解し、住民に適切に伝える地域防災リーダーの存在が重要になってくると思われますが、防災士の育成はどのように考えていらっしゃいますか。

以上、4点をお伺いいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

大橋慶裕議員からは新たに取り組む自主防災組織による防災訓練ということで4つの御質問をいただきました。

まず、議員におかれては共助の重要性というものをよく認識されており、これから町が実施しようとする防災施策の一環である自主防災組織の強化について非常な御理解をいただいております。

それでは、順次、御質問にお答えいたします。

まず、1点目の地域の防災力向上を推進していく中で、自らの地域において何が必要かを考える地区防災計画の策定状況ということでございます。

現状、各区の自主防災組織において防災活動計画をきちっと策定されている区は、残念ながら少数にとどまっていると認識をしております。

議員の述べられておるとおり、今年から町の総合防災訓練から共助を強化したいとの狙いから、自主防災組織主導による訓練にかじを切っております。

実際の活動においては、先般の臨時区長会において自主防災組織の訓練実施をお願いしたところでございます。その訓練の実施について地元在住の防災士が支援に回ると、そういう形を取ってもらうように依頼をしたところでございます。こうした訓練を継続することで各区の課題等が見えてくるものと思われます。

それらの課題を整理、克服していくことが共助の強化につながると考えており、これらの取組が地区計画になるものと、そんな仕組みを考えておるところでございます。

続いて、2点目の各地区の防災士の偏りに対する取組についてでございます。

この質問については、先般発足させた防災士連絡協議会において協議会に参画いただいた防災士の選出区に偏りがあるということに対する取組はどうするのかという御質問と理解をしました。これについては、発足当初は27名でスタートしておりますけれども、現在までに31名と、4名ほど増えてきております。これは私どものほうから参画を呼びかけたり、区長さんから呼びかけをしたりしていただいで増員となっておりますのでございます。今後においては、有資格者全員が参画いただくことを目指してまいりたいと思っております。

次に、3点目の区に対する防災士のサポート体制、支援策についてでございます。

防災士の区に対するサポート体制については、1点目で述べた体制を基本とするということを考えております。

また、町としては、今後、各区で開かれる自主防災訓練に職員、これは防災士の資格を併せて持つ職員でございますけれども、そういった職員の派遣、それから今般、8月に専決処分させていただきました補正予算の中で、各区の防災備品等の整備を目的として、共益割、個別割というスキームの中で防災用品整備交付金制度を創設させていただいたところでございます。各区においては、この交付金を御活用いただいで防災備品の充実の一助になればと、そんなふうを考えております。

今後においても、町として共助の強化に向けて、そのニーズの把握に努め、ソフト・ハード両面から支援策を構築してまいります。

最後、4点目の防災士の育成についてであります。これについては日本防災士機構や県の清流の国ぎふ防災・減災センターというのがございますけれども、それらと連携を図りながら防災士のスキルアップに努めてまいりたいと考えております。

自主防災組織のニーズ、これは発災直後の初動体制の在り方に大いに関心があると思われ。具体的に言うと、地元での災害図上訓練、いわゆるD I G訓練と言われるものでございます。そういったときの指導方法や避難所運営訓練、これはHUG訓練と言われるものですが、その避難所運営訓練の指導方法などのほかに各種訓練の指導方法を再度認識してもらうべく、協議会内での勉強会の開催、また減災に資するような事前準備の大切さ、これを区民の前で説明できるような講習会の開催というのを考えております。

いずれにしましても、この防災士連絡協議会は立ち上げたばかりでございます。町民の皆様に満足いただけるスキルアップというのは一朝一夕にできるものではないと、そういう意味では地道な努力が必要でございます。防災士の方々とともに考えながら前へ進んでまいりたいと、そんなふう考えております。

以上で、大橋慶裕議員への答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

1 番 大橋慶裕君。

○1 番（大橋慶裕君）

現在、コロナ禍の中で人を集めて会合等、ミーティング等を開催されることは大変難しいといえますか、そのような状況の中で地域防災連絡協議会等を推進されていくわけですけれども、行政、区長さんにはお力をいただきながら前に進めていただきたいと思います。

また、私は昨年ですけれども、HUG（避難所運営ゲーム）、これ等も町主催の防災の講習に参加させていただきまして経験させてもらいました。避難所運営なんですけれども、実際考えると大変難しいということも理解できましたので、こういうことも一つの方法だと思っております。

2つ目の質問なんですけれども、現在、災害状況を正しく理解するためには現場に行き目視で確認することが一番だと思うんですけれども、デジタル化社会の構築は政府が推進しております。現在、河川等の設置カメラですけれども、そういうのは設置はされていらっしゃるのでしょうか。それとも、輪之内町の過去の災害とか地理的状况を考察していただきまして、必要と思われる箇所にカメラの設置等を県や国のほうに御要望のほうは考えていらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

議員もいろんなところへ御参加されて、行政のやっていることについての御理解を深めていただいて大変ありがたいと思っております。

そういう意味では、一つ一つ、やはり何が問題、課題なのかということきちっと共通理解を得ながら前へ進んでいかないと、自助・共助・公助という言葉だけが独り歩きしてもなかなか前へ進めないのだろうと思っております。一つ一つそれぞれの立場で地方を固めていただくということが大事なんだろうと、そんなふうに思っております。

残余の問題については、ひとつ課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

議員から河川カメラのことで御質問いただきました。現在、揖斐川、長良川、牧田川、3か所に河川カメラを設置させていただいております、それがリアルタイムで12チャンネルで御視聴いただけるという仕組みを構築しております。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

1 番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

御答弁ありがとうございました。

私も先月、8月、議員の防災セミナーのほうに参加させていただきまして、防災力を高める意識の向上は、教育と訓練でのみしか高めることはできないとおっしゃっていましたが、先生なんですけれども。日本は災害が多い国ですので、必ず地震等、災害が発生します。それに向けて自主防災組織による防災訓練は、大変意義があるものと思っております。一人でも多くの町民の皆様に防災について考えていただくよう、私も取り組んでいきたいと思っております。行政の指導、協力等、大きなウエートを占めると思いますけれども、よろしく願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

続いて質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスに学ぶこと。

地球温暖化の影響か、長雨の7月、酷暑の続いた8月、9月に入り連続する台風、自然の厳しさが身にしみる日々でございます。でも、朝夕は涼しくなり、時には秋の気配さえ感じられます。

春先の中国からの新型コロナウイルスの発生から世界的な大流行になり、終息の気配もなく、日本の経済産業、観光事業も、教育環境も非常に重苦しい状況になっております。

例年であれば、村祭り、運動会、ふれあいフェスタと、一年で最もにぎやかなときです。

人生の中で一番かわいいこども園の子供たち、少しわんぱくな小学生、自分たちの意思を表に出して頑張っている中学生、9月から10月は、元気いっぱい運動会、親も子も一番歓喜し、大きな思い出をつくる日となるでしょう。しかし、今年はコロナ禍により、3密を避けるために親の参加を認めない方向で進められるとのこと、何かよい方法はないかと思い、町長にお尋ねいたします。

町で一番大きなスポーツ施設、アポロンスタジアムをこども園から小学校、中学校で運動会を開いたらどうか。こども園の子供たちは、親子間近で楽しみ、小・中学校の親はスタンド観戦、3密も解消するのではないかと思います。

また、各こども園、小学校、中学校で開催されるのであれば、議会の録画のようにビデオ撮影をし、DVDに編集をし、全父兄に渡したらどうかと思います。遠いところから輪之内町に住んでみえる多くの人も、故郷に居住してみえるおじいさん、おばあさんも元気な孫の様子が見られて喜ばれるのではないかと思います。

次に、町有地の有効利用について。

仁木小学校の近くに広大な空き地がある、かなり前に取得した農協の跡地です。近くには仁木コミュニティ防災センター、ゲートボール場、輪之内町で大切な西脇医院もあり、整理をしながら再開発をしたらどうかと思います。

仁木コミュニティも経年し、建て替えの時期もそんなに遠くないと思いますし、住民避難の拠点として十分に機能を備えた施設を早急に造る必要があると思います。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

田中政治議員からは2つの御質問をいただきました。

まず、1点目のコロナ禍での運動会についての質問にお答えをいたします。

初めに、こども園の運動会につきまして、町では過去に、平成3年度から平成12年度までの10回にわたってアポロンスタジアムでの運動会「保育まつり」というのを実施してまいりましたが、実は保護者の方から、子供が多くて自分の子供がどこにいるのか分からんとか、また距離があるので写真が撮れないなど、各園で行ってほしいという要望があって10回で終了しているという経緯がございます。

また、コロナ禍の中、こども園3園の合同練習というのは、行政バスで移動したり、3密を避けることが難しい状況もございます。

今年はこども園の運動会は中止しておりますが、9月28日には「お楽しみ運動遊び」として、駆けっこやリレー、体操など、園児らが楽しめる行事を各園で予定しておるところでございます。保護者の方々には、園のほうで写真撮影やビデオ撮影を行って、後日見ていただけるような機会を持てたらと、そんなふうに考えております。

運動会の在り方については、今後、今年だけのことでありませんけれども、今後のコロナウイルスの状況を見ながら、保護者も園児も一緒に楽しめるような参加方法も工夫して考えてまいりたいと、そんなふうに考えております。

次に、小・中学校についてお答えをいたします。

今年は9月12日の輪之内中学校体育祭、9月19日のふれあい運動会は中止としております。それに代わるものとして、各小・中学校においてスポーツフェスティバルとして、保護者の参観なしで11月頃に開催予定としております。

学校現場においては、文部科学省から出されている「学校における新型コロナウイルス感染症に対する衛生管理マニュアル」であります、「学校の新しい生活様式」のガイドラインにのっとって子供たちのために実施することができないかを考えたり、工夫をしながら日々の取組をしておるところでございます。

議員の御質問にございます、町で一番大きなスポーツ施設のアポロンスタジアムを活用して行事を行うということ、これは子供たちの3密を避けることと保護者の参観というものを同時に可能にする一つのアイデアだなどは考えますが、実施に当たっては、移動の方法、移動時間、練習場所と本番の場所の違い、器具の事前準備など、検討すべき課題が多々あると思っております。

学校現場との調整を図りながら子供たちの活動を確保して、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて様々な施策を実施してまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍において参観を御遠慮いただいた運動会、これを撮影して映像をDVD化して保護者に配布してはどうかと、そういう御質問がございました。

議員も御承知のとおり、現在もコロナ禍にあるため、町が主催する行事のみならず、こども園、小・中学校の行事についても中止、もしくは場合によっては感染予防の一環として保護者の参観を御遠慮いただくという形で開催をするところとなっております。

こうした中で、参観を御遠慮いただいた運動会を撮影し、その映像をDVD化して保護者に配布するという事は一つのアイデアだろうと思います。ただし、いろいろ課題もあります。その映像はプライバシー保護の観点から、特定の個人をクローズアップするという事はなかなか難しい。言ってみれば、イベントの記録的な映像にとどまって、全ての保護者から、自らの子供を見たいとか、記録したいとかという意味からすると、全ての保護者から満足が得られるのかということについて危惧しておるところではございます。何かいい撮影方法がないものか、関係課と協議を重ねる中で、今後に向けて模索をしていきたいと考えております。

続いて、町有地の有効利用ということで、旧JAにしみのの仁木支店の跡地を含めた一体的な開発構想の御質問をいただきました。

当該地は、旧西美濃農協の仁木支店の跡地、それと既存の仁木コミュニティ防災センター、診療所、ゲートボール場及び附帯駐車場を含めると、接道の道路を除いて約7,630平米というかなり大きな敷地となっております。そのうち、仁木農協の跡地が4,516平米ということとなっております。

旧JAの仁木支店跡地につきましては、当時の支店の統廃合によって更地となったものを平成20年12月に町が取得しております。

取得後、今日まで、近隣にある仁木こども園や仁木小学校の来所者、仁木コミュニティ防災センターなどの利用者が駐車場として利用することとどまっていると、それが現状でございます。

今までも当該土地の利活用につきましては、皆様から様々な御提案をいただいております。具体的には、安全・安心施策の実現に向けての大垣消防組合の南分署の誘致でありますとか、定住人口の増加施策を目的とする住宅分譲をしたらどうかとか、様々な視点や可能性から青写真を描きながら、そういう意味では関係機関に働

きかけを努めていきたいと、そんなふうに思っております。残念ながら、現在において具体にお示しができる内容には至っていないということでございます。

そんな中で、今回、議員のほうから当該地を一体的に整理しながら再開発をという御提案をいただきました。大変壮大な夢のある構想であるというふうには受け止めております。

議員が言及されております仁木コミュニティ防災センターについてであります。これは平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画上では2041年に建て替える計画となっておりますが、ただ単純に建て替えるのではなく、地域住民の避難施設を併設する形で一体利用するというのも当然考えられます。

近年の災害は、線状降水帯によるゲリラ豪雨と内水被害、襲来する台風の大型化、かつ強大化が顕著になっております。水害時における避難場所の確保というのは、いろんなところで話題になっておるとおり、大きな行政課題になっているということでございます。

その大きな行政課題である避難場所の確保ということを考えれば、高層階での仁木コミュニティ防災センターのリニューアル、それと仁木支店跡地の一体利用について、これは計画上の予定を繰り上げて整備することも含めて考えていかなければならないと思っております。

一方で、当町では、かねてから揖斐川堤防左岸堤において防災拠点の整備を計画していることは御案内のとおりでございます。

令和元年度には、防災拠点の整備に係るインフラ計画の概要計画を策定いたしました。今年度には、いわゆる上物の施設整備計画の整備概要計画の策定を行い、それらに基づいて、令和4年度を皮切りに、上下水道工事等からインフラの整備に着手したいと考えております。これらも当面の安全・安心なまちづくりに寄与する大きなプロジェクトになろうと考えております。

どちらも実は適債事業として、要は起債ができるか否かという、適債事業、適債性の問題でありますけれど、いずれも地方債の発行によって財源を調達することは可能と思われれます。ですが、これに依存し過ぎると将来負担が増加するというのも、これもまた事実でございます。将来を担う次世代に必要以上に負担を残すべきかどうか、やっぱりそのバランスが問題、解決すべき課題として残るんだろうと思います。そういう意味では、事業の緊急度と町の財政力の両面から、先行すべき事業、何らかの形で事業着手するという必要だと思っておりますが、その状況の中で、何から手をつけて、どれだけの期間でどう整備していくかということについてよく検討の上、実施してまいります。

繰り返しになりますけれども、御提案の当該地の一体的な土地の利活用、これはもろもろの行政課題解決に向けた大変興味深い御提案と受け止めております。

今後とも、様々な角度から検討を重ねるとともに、多方面の御意見を頂戴しながら、早期にその方向性をお示ししたいと、そんなふうを考えております。どうか御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、田中議員への答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、最初の運動会とか、いろんなイベントの様式に関して、こういう緊急事態というような、コロナということで経験したことのないような非常に厳しい状況の中で、コロナ禍でも、それに対して、私は10年たったら、多分この10年は健康第一を考えた10年であろうと。子供たちの10年は、将来に向けての大きな、いろんな意味で思い出を残す10年、同列に考えるのはちょっと乱暴かと私は思います。

何が言いたいかという、最初の質問にありましたように、こども園においては一番かわいい、一番かわいい、かわいいという親が狂喜している年代の子供たち、小学校は、おうたくましくなったなあ、うちの子供たち頑張っておるなあという小学生、もう少し大人びて、考え方も、何でも自分たちで計画立案ができ、実行までやる中学生、そういった大きな段階を経た中の一つの大きなこういった発表に対して、コロナ禍だからできないとか、それは町長がさっき答弁されましたように、こども園においては、過去10年ほどアポロンスタジアムのほうでこども園の発表、運動会をやったと。そのときに、保育まつりですよ、子供が多くて、どこにうちの子供がおるか分からんとか、だからそれなら各園でやってほしいという親の要望があったからやめた。でも、そのときの状況は、いずれにしろやれるという前提の中の事業でありまして、今は3密だからやれない、そういう状況とは全く違うんですよ。

そうであるならば、そのときの教訓を生かして、3園を一緒くたにやらずに、中をきちっと3つに仕切るなり何なりして、当時もやられた思うんですが、僕は分かりません、どういうふうにやられたか。やる方法によっては、うちの子供がどこにおるか分からんなんてなことは僕はないと思うんです、あれだけ広いグラウンドですので。

やる気があるか、ないか。子供のはしゃいでいる、子供は親にいいところを見せたい、それは小さい子供でも大きい子供でも一緒です。そんな中に親子一緒になってやる、そういう発表の場をコロナの一言で知恵も出さずにやめるやめる、文科省がやめる。でも、そのやめる原因は3密でしょう。それを解消して、輪之内は何とかそれを子供たちのため、保護者のためにも何とか開催できる方法はないかと、両方詰めた考えの中でそういう決定がなされたと思うんですけれども、私の目から見ると、やめておこうまいかと。

村祭り一つ取っても、やめておこうまいかと。水路掃除、3密やでいかにやめておこうと。外でやるには3密もくそもないんですわ。でも、コロナという一つの免罪符によって、やめるやめるやめるの大合唱、それはいかがなものかと。

議会初日に教育委員の新しい方の再任がありました。なら、教育委員会は何を考えて、どういう内容でこのコロナに対して乗り切ろうとしているのか。こういった大きな思いにどう応えていくのかと。やめるやめるの大合唱でやめるのか、ほかにもっと何か考えられておるとは思うんですが、私どもには見えてこない。

これは教育長にぜひ、どう考えて子供たちの将来に対する今を、責任のある一年一日、そういう形の積み上げにできるか。勉強も大事でしょう、発表する、そういった姿を残しておくことも僕は大変大事だと思います。

そんな中で、アポロンでやれば、どうやってそこまで運ぶんだと、そんなもん考えればすぐできることですわ。こども園だったら、親子一緒に来ますよ。中学校は自転車で来ますよ。小学校だけです、どうしたらいいかというのは。学校へ一度集まって、方法を考えりゃあいいんじゃないですか。

要は、どこまで真剣に考えられたかということが見えてこないということが僕は残念だと。結果はいいですよ、やめる結果になったことについてはそれ以上は言いませんが、そこまでたどり着くまでのプロセスが全く見えてこない。

それで、こども園を取って話をしますと、じゃあ、あなたの要望があるなら、これは町当局のほうからそういう指示がありますので町のほうへ言ってくださいよと、多分そういうことを受けて御相談に行かれた父兄もあつたのではないと思うんですが、親は真剣ですよ。教育者が真剣じゃないとは言いません。でも、真剣度合いが違います。何人か、30人見るのも1人見るのも一緒じゃないです。親は自分の子供だけ見ておれば結構、教育者は全体を眺めないかんとという大きな宿題を背負っておみえになります。ですから、きついことはこれ以上言いませんけれども、もう少し保護者が本当の意味で一緒になって協力できることがあれば、ぜひとも実現してやってほしい。

高校の甲子園でも、いろんな形で子供たちの思いが凝縮された、そういったふうにいるような形で大人が知恵を絞ってやっております。

ですから、もっと分かりやすく、町民に向かって、保護者に向かって、分かりやすく、かつ丁寧に今の質問についてお答えいただきたいと思います。

そして、その中で、園とか学校が写真をたくさん撮ればいいのか。学校と園がビデオとかいろんなものを撮って、それを発表会の中で見せますよ、それも一つの考えでしょう。でも、それは毎回毎回やっておみえになることであって、親も子も一緒になって感激した一日の中の発表会であって、そんなものは行けなかった親にしてみれば、今回はそれすらできないという状況下の中でやるということは、うちの子供は来ておるとか、来ておらんとか、そういうのは一つのやらない理由に当てはまるとは思います、

大きな問題ではない。やり方一つです、そんなもんは。どうやって撮ったらどういうふうになるかぐらいのこと、そんな難しいですか。何百人もおるわけじゃないですよ。

だから、私は一人の孫しかおりませんけれども、そういうとき、ここ一、二年お邪魔しておるんですが、朝早くから順番取りで長蛇の列ですわ。ビデオは構えるわ、カメラは構えるわ、それで一緒にお遊戯をせんならんで、しょうがないんで走ってあるかんならんわ、まあ忙しいこと。そして、楽しく楽しく楽しくやってくる、それをなくすんですよ。自分の孫だったらどう思いますか。自分の子供だったらどう思いますか。何とかやってもらえんやろうかと。私一人がブーブー言ったってどうにもならんなあ、その一言でみんな我慢しておるんですよ。誰が言わないかんのですか、こういうことを。

ぜひDVDとかいろんなことについても、もう少し温情、温かみのある御答弁をいただきたい。

それから、総合的な開発について、あそこは町長さんのおっしゃったとおり、農協の跡地ということで取得したわけなんですけど、現在、あそこの使用率、何%ぐらいだと思いますか。恐らく仁木の小学校の運動会とふれあい運動会、要するに町民運動会ですよ、その二大イベントに、2日か3日が特に満員になって、あとはほとんど使われておらずに、雑草の、全く整備していない荒地に見えますよね。

近くには輪之内で、本当にこのところ医療機関の皆さんが、大藪に至ってはゼロになってしまった。歯医者さん、野田さんはお見えですが、一般の内科医も少なくなっちゃったり、福東地区においても同じような、輪之内において二つ三つの重要な医療機関、その一つの西脇医院があるわけなんですけど、あそこの駐車場でも、コミュニティーにおける車、でも西脇医院に来ている車、きちんと線も引いてなけな、駐車場としてただ空いておるので、アスファルトが打ってあるので置くということで、それ以上不自由はしておりませんが、やはりきちっとした整備をしないと私は駄目だと思うんですね。

それで、あそこにある仁木の防災コミュニティーもかなり古くて、いざ災害に耐え得る施設ではない。少なくともあそこに備品保管は、恐らく先ほどの土井田議員が質問したみたいに、5メートル、10メートルになったら、もう完全に水没する。

そんな中で、あそこの中に備品を置くだのどうのこうのというのは、もう初めから、置かなしょうがないので置くだけであって、本当に間に合うかどうかということは疑問符がつきますよね。

それならば、町内三、四か所のその置けるところがあるということですが、そこに本当に置けるのか、そこで避難ができるのか。

例えば、3階建てでも、3階まで水が来たら、もう上へ上がらないかんですよ。東北の大震災でもそうでした。屋上へ上がっても、それでも津波にやられて死んでしまったという悲惨な津波でしたが、輪之内町はその津波は来ないと思うんで、徐々に徐々に水が増えてくると、切れた場所にもよると思うんですが。上へ上がるにも上がれないよ

うな状況じゃないですか、屋上。屋上って何のためにあるんですか。ヘリコプターが来たら、ヘリポートに使えますか。多分着陸は無理でしょう。縄ばしごみたいなものでつり上げてもらって、一次避難、そこへ避難している人を安全なところへ避難させられるという目的は、十分あの屋上なら果たせると思いますし、あの屋上に、さきの専決処分でされた簡易的な、要するに防水機能のあるコンテナをアンカーで風にも負けないように留めてそこに置いておけば、屋上へ上がったなら誰でも使えるでしょう。逃げた人も、そこの中にある避難用具を借りることもできるし、ましてやそこへテントでも置くのなら、10張りや15張りできるので、それもアンカーでちょっと留められるようにきちっとしておけば、その中で数日過ごすことも多分可能な状況になるのではないかなと、あの広い屋上をなぜ有効に使う勘考をしないのか。

町長、先ほどの答弁の中で大吉の大規模防災拠点早くきちっとしたものになりたいというふうにおっしゃっておみえですが、令和3年、4年といいますと、まだ先ですわ。その間に何かあったときには、間に合わなんだなでは済みませんよ。14指定してあるなら、14がきちっと機能するような方策を立てながら、大規模拠点の早期実現、早期完成を目指す。

あくまでも逃げる、町長、先ほどの土井田議員の答弁ですと、町外の高いところへ逃げていったらどうやとか、いろんなことをおっしゃっておるんですが、輪之内から緊急時に町外へ出ていこうと思ったら、福束の橋と大藪の橋を渡らな出られませんが、輪之内は。下へ下がれば今尾の橋もありますが、そんな中で、多分大渋滞とか大混雑で押していますわ、みんな。

それなら、垂直避難とかというのは先ほどから盛んに出ておる。14の拠点の中で、きちっとある一定の命を救える、そんなような形にしないと、私は格好ばかりでは物事は進んでいかんと思いますよ。

大変いろんなことを、変なことをちょっと言いますけれども、これが現実として私はそういうふうにしておるので、町長さんの進めておみえになる大吉の拠点づくりは大賛成です。早期完成を望む者として何ら違ったことは思っておりませんが、そのほかに、やっぱりそこにできる前のここ数年の災害について近くへ、比較的14か所等あれば、輪之内の中でもにぎやかな地震があるかなあと思うんで、そこでみんなが少しでも命をつなげられればもっといいのではないかなあ。その点検も含めてやっていただいたらどうかということ質問させていただいております。答弁をお願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

いろんな御意見とか御質問とかをいただきました。素直に感想を言わせていただきますと、少し当初の答弁の行間をきちっと読んでいただきたいというのが感想でござい

ますが、それはやっぱり受け止め方の問題ですので、言ってみれば、いろんな課題というものは、まだ整理し切れていないというのは事実でございます。全部し切れておれば、それにこしたことはないんですけども、それはどこの団体でもそうなんですけれども、100%、何でも今すぐにこうすればこうなるんだというようなことを、災害時にパーフェクトな形で回答ができるような状況になっていると私は思っておりません。ただ、それに向かって努力するということは大事です。

そういう意味では、先ほどおっしゃられたこと、個々の事例を取ってみれば一々ごもつともな部分ばかりですので、それについての対応策をそれぞれの担当課でできる限りの状況を考えながらやっていくということは、これは大事ですし、そこから逃れるつもりは各課も全くないと思っておりますので、その辺は議員と、いろいろ熱く語っていただきましたけれども、方向において間違っているとは思っておりませんので、どうか御協力も含めてよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、あとは農協の跡地を含めた一体開発の関係でございます。

これについては、私も当初の経緯からいってもかなり時間が経過していますので、何らかの形で有効利用を図ると、そうでないとなかなか説明がつかないというのも、これも事実であろうと思っております。そういう意味で、なかなかその方向性を示さないという状況の中で、いつまでもそんなことを言っておれませんので、そこで提案された内容も包括する中でいろいろと考えてまいりたいと思っております。

いずれにしても、町が取得した財産でございますので、有効活用を図るとするのは当然のことだろうと思っております。また、いろんなアイデアを頂戴しながら前へ進めてまいりたいと、そんなふうにも思っております。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

田中議員さんからいろいろと御指摘をいただきました。本当にごもつともです。私も、例えば今のいろんな行事、学校の教育活動が中止とか、延期というのはありませんけど、中止がたくさんあります。本当に教育活動がこのような状況では、やはり教科の勉強はできても、社交性とか、自主性とか、生きていく力という、そういう心の教育まで、やはりおろそかになるという心配がありますけれども、現在、ふれあい運動会ですが、一応今年度は中止となりました。今、小学校と中学校ですが、これに代わるものとしては、町長さんからの答弁の中にもありましたスポーツフェスティバル、形は変わりますけれども、学年とか学校ごとにいろいろ工夫して11月に行います。ただ、保護者の方は、今回、参加はございません。そんなことで現在進めておりますけれども、私も田中議員さんがおっしゃるように、何とか3密対策を並行してやりながら学校の教育活動を進めていきたいと。

例えば、学校行事、スポーツの関係も今ありましたけれども、学芸の行事とか、それから児童会活動もあります。どんな活動もできる限りやっていきたいということは考えておりました、校長会等でその話もしております。

例えば、児童集会、これは現在もやっておりますけれども、全部なしにしたというわけではありません。隣との距離を空けるとか、室内の換気とか、短い時間でできるだけ行うとか、それから観劇というのが小学校であります。これにつきましても、体育館でやる場合が多いんですけれども、参加人数を半分にして2部制にするとか、要するにコロナ感染は絶対出さないということを十分頭に置いて今進めております。

そういう意味で、いろいろ学校のほうも取り組んでおります。まるきりやっていないということではございません。それぞれ校長を中心に、今、取り組んでやっております。

体育の授業の中ですと、特に密接して、接近して、大声を出して競技等を行うと感染するおそれがあるということを言われておりますが、今、この町内で見ますと、コロナ感染者は小学校、中学校は出ておりませんので、まずそれは心配ないですけれども、ひょっとして感染者がいた場合は大変なことになります。二、三日前にも可児か多治見のほうでクラスターが発生して、小学生が感染したというニュースも出ておりました。そういう意味で、本当にこれは気をつけて観測しないと感染の心配もあります。

そんなことで今取り組んでおりますので、またいろんな場でこのことにつきまして、中止じゃなくして、できる限り活動をしていくということは基本に置きまして進めていきたいと思っております。

それから、この行事をアポロンスタジアムで行えないかということですが、私はアポロンスタジアムもどんどん活用すればいいと思っておりますが、ただ、いろんな、先ほども町長さんの答弁の中にありましたように課題もございますので、そこら辺りも一遍よく検討して行っていきたいと思っております。

それから、DVDを保護者に配布することにつきまして、私も前にいろんな行事を、今のこの町ではありませんけれども、前の学校でDVDにして活動の様子を保護者に配ったことがありますけれども、ただ、プライバシーの問題でいろいろ、いろんな考えを持ってみえる保護者の方も見えますので、この辺りも配慮して配布のほうをしていきたいと思っております。できれば私も配布したいと思っております。そこら辺も配慮したいと、今思っております。

くどいこと言いますけれども、学校行事とか地域活動、現在、中止となっておりますけれども、やれる範囲で学校の教育活動を進めていきたいと思っております。

この際、また今までの行事を見直して、なしにするという行事もあるかと思っておりますけれども、いろいろ工夫して進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

再々質問を少しやらせていただきます。

まず最初に、町長が町長の答弁の意味合いと田中政治が言っている再質問はずれがあるぞと、行間を読めと冒頭におっしゃったんですが、私ども手元に町長さんの答弁書はございません。私の質問書は提出してあります。事前に勉強することは当然できませんので、御答弁を聞きながら、下手くそな字でメモを取りながら再質問をさせていただいておる、多少の行き違い、間違いは御容赦いただきたいと思います。

そんな中で、教育長には本当に子どもたちを、やっぱり今、こんな大変なときに少しでも何とかしてやりたいなという思いが伝わってきます。ぜひとも、これは親も子も考えておくことは一緒です。青春の一ページ、幼い頃の一ページを、やはりコロナの一文句で潰してはならないと。できる、それに代わるもの、でき得る考えの中で知恵を絞り、いろんな中で親子共々、教育長共々、みんなが丸となってこの10年の一ページをいいものに仕上げたいと私は思います。

そんなときに、DVDのことも教育長さんは触れていただきましたが、やっぱりこれはプライバシー、当然あるでしょう。ですが、プライバシーは、幼少期にプライバシーをうたって、そんなものやってくれるなという話は、私はあまり、基本的にはないのではないか。大人になって、娘になった、息子になった、自分の意思で物事を全て解決しないといけない立場の人がプライバシーというのをきちっと表へ出して言うのであって、やはり指導、教える、一緒になってやる、つくり上げるという段階においては、プライバシーというのは次の問題として考えれば、保護者にそういった理解を求めてやるとか、最初からそういう一つの手順を踏んでいけば、別にそのプライバシーの一言で保護者から、うちの子供を何で映したんだと、そんなことは私はあまりないのではないかなど。まだそれも、もっと撮ってほしいなあ、おまえのところ、俺のところを撮らなんだなあといって、そっちの苦情が、町長やないけど、あるかなあと思うんですが、それは競技とか、いろんなメニューの中でみんなと一緒にやるメニューを考えながら、ひとつ映せるようなタイミングを皆さんでつくってやって、それをDVD化して、遠隔地におるじいさん、ばあさんにも、うちの孫たちはこうやってやっておるよ。こんなコロナやけど、輪之内町は一生懸命やってくだれておるよ、それが移住・定住、いろんな意味で輪之内の評判を上げる、私はそういうことをもっとどんどんやってほしい。

コロナだからやめるんじゃないなくて、コロナだからこそやり方を考えて、ああ、それもいいなあなんていうのは、だからそういうことをぜひとも表へ出して、やってやりたいなでは時期が過ぎてしまいますので、やっぱりそれをやるという前提でいろんなお知恵を出していただきたいと、これはぜひ教育関係、いろんな福祉課の、福祉課長さんもお見えですし、調整監もお見えですので、やはりその道のプロとお見受けしておりますの

で、ぜひとも、いいことやってくだれたなあ、田中のしようもない質問もまんざらいかんことなかったなあと言っていただけのようなものをぜひとも実現、見せていただきたいと思います。

これは答弁をいただきませんが、そうしていただけるものと思い、答弁を求めるのはやめます。終了します。ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 0 時 02 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（小寺 強君）

日程第 3、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第 4、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

9 月 4 日から始まりました令和 2 年第 3 回輪之内町議会定例会、最終日を迎えました。今までの慎重審議、大変お疲れさまでございます。厚く御礼を申し上げます。

本日は最終日に 1 件の議案上程をさせていただきたいので、よろしく申し上げます。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、契約案件 1 件でございます。

議第 55 号 令和 2 年度防災用備蓄品及び備品購入事業に係る売買契約の締結について、過日、指名競争入札に付した防災用備蓄品及び備品購入事業において、輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求めるものであります。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

日程第5、議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）から議第47号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）まで及び議第53号 輪之内町空家等対策協議会設置条例の制定についてを一括議題といたします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 林日出雄君。

○総務産業建設常任委員長（林 日出雄君）

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和2年第3回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査を付託されました案件について、9月10日午前10時45分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、選挙費委託金の額はどのように決定されているのかに対し、選挙委託金は、国や県が積算根拠を持っており、その積算に基づき委託金額を決定されることでした。

選挙の時間外手当の金額はどのように積算されているのかに対し、投票所に従事する職員は若い職員から出ており、投票所で必要な人数の平均単価で積算していることでした。

投票所でのコロナ感染症対策はどのように考えているのかに対し、鉛筆等については、投票者の来場が途切れたときに、その都度アルコール消毒を行う予定である。また、補正予算（第3号）で各学校にサーモグラフィーを設置するため、投票所での活用も検討していきたい。なお、体育館についても、翌日から児童が使用するため、選挙終了後の消毒を行う予定であることでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ライフジャケット50着の配備先はどこかに対して、機能別消防団員に対して10着と要救助者が着用する分として40着であることでした。

防災士連絡協議会会員の所属する地区に偏りはあるのかに対し、会員の所属する地区に偏りはあるが、防災士については各地区満遍なく存在している。各地区に1人か2人は協議会に御協力をいただきたいと考えているため、引き続き未加入者に対し働きかけを行っていくことでした。

救命ボートの仕様はどうなっているか、またどこに保管する予定かに対し、救命ボートの寸法は、全長385センチ、幅185センチで8人乗り、手こぎ式のものであり、役場の防災倉庫にて保管するとのことでした。

船外機のついたボートを購入しないのかに対し、船外機付のボートについては操縦に必要な免許のこともあるので調査するとともに、免許の要らない船外機の購入も調査・検討していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、地方創生臨時交付金は、事業を計画したら、その分交付を受けることができるのか、それとも限度があるのかに対し、その交付金には交付限度額が定められており、国において計算がなされ、輪之内町には第2次分として1億4,398万6,000円の交付限度額が示されているとのことでした。

地方創生臨時交付金は、申請なしで交付を受けることができるのか、それとも事業を掲げて申請が必要なのかに対し、実施する事業ごとにその内容や事業費と財源を示した計画書を作成して交付申請をするとのことでした。

創業・第二創業助成金とはどのようなものかに対し、現在、輪之内町内で事業を実施している方が町内で別の事業を始める、もしくは町外の方が新たに輪之内町内で事業を始める経費の一部を助成するものであるとのことでした。

農業を生業としている者が6次産業を始めたときは対象になるのかに対し、6次産業は、製造、加工、そして販売を行うことになるので助成金の対象になるとのことでした。

この助成金の上限額は幾らで、何か条件や制限はあるのかに対し、100万円を上限に対象経費の2分の1を助成するもので、書類による経営審査のほか、事業を5年以上継続しなければならないという条件があるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ふるさとを遠くで見守る応援事業について、目的や送付量、対象者について具体的に決まっているのか、また費用はどれくらい要するのかに対し、輪之内町から遠く離れて暮らしている学生に対し、コロナ禍で帰省しにくい事情もあり、ふるさとの味を送ることで家計支援と、輪之内町に戻ってきて働いてもらいたいというUターン就職の促進を目的に実施する。1人1回当たり、徳川将軍家御膳米5キログラムと御膳米黒豆ごはん2合を2回お送りするとのことでした。

洋菓子開発委託事業について、これまで販売に関する権利が誰にあるのかははっきりしないことがあったが、今回はどうなのかに対し、岐阜県内で有名なパティシエに監修をお願いする予定であるが、販売に関する権利等が町になることを確認した上で依頼するとのことでした。

洋菓子開発委託事業について、これまでの取組は継続していないし、土産物として渡せるような商品もない。持続的に販売でき、かつ話題になるような商品の開発ができるのかに対し、取り扱いたくなるような洋菓子を開発できるよう取り組んでいく。また、静岡県の久能山東照宮や岐阜関ヶ原古戦場記念館や高速道路のサービスエリアでも販売ができるように働きかけているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号 輪之内町空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題とし、産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、特定空家になった物件を行政代執行を行った場合は、費用は請求するのかに対し、協議会での意見を踏まえ、特定空家の所有者に助言、指導、勧告、命令、行政代執行の順で行うが、行政代執行は町が実施することになる。費用については所有者に請求するが、現実的には全額回収するのは難しいと聞いているとのことでした。

相続放棄の物件はどうなるのかに対し、委員に司法書士や不動産業界の方など様々な業界の方が見えるので、幅広い議論をしていただくが、利活用することも含めて検討していきたいとのことでした。

空き家の定義は何か、またどうやって調査をしているのかに対し、1年以上住んでいない家を空き家と定義し、調査は区長さんをお願いして行っていくとのことでした。

代執行等で更地になった土地はどうなるのかに対し、代執行の費用の回収を行うために売却を所有者に促したりするが、具体的には今後検討していきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第53号 輪之内町空家等対策協議会設置条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 土井田崇夫君。

○文教厚生常任委員長（土井田崇夫君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和2年第3回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査付託されました案件について、9月10日午前9時30分より、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者、調整監及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、窓口の各申請書類にマイナンバーの記載欄があるが、申請ごとに記載しなければならないのかに対し、現在は本人の確認のため記載していただいているとのことでした。

マイナンバーカードを取得していたらどんなことに役立つのかに対し、写真が添付しであるので本人確認書類になるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、消毒液の配布数と配布方法はどのようにするのかに対し、配布数については、世帯ごとで2人に1本の割合で配布するとのことでした。配布方法については、アルコールを郵送、宅配することが難しいため、引換券による手渡し等、最善の方法について検討するとのことでした。

消毒液を受け取りに行けない人にはどう対応するのかに対し、移動手段のない方には、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員児童委員等の方々に支援をお願いしたいとのことでした。

配布された消毒液の活用についてどう考えているのかに対し、現在、新型コロナウイルス感染症も終息しておらず、インフルエンザの流行を控えている中、帰宅時の手指消毒等、感染予防の習慣づけをお願いしたいとのことでした。

他課でも水道蛇口のレバーハンドル交換費用が計上されているが、一括発注によるコスト抑制について考えているのかに対し、予算見積りは各課で対応しているが、今後、一括発注等、検討していくとのことでした。

よく使用する蛇口には接触しないセンサー式への交換を検討してはどうかに対し、単価等のコスト面から検討した結果、レバー式を採用したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、配布する図書カードは日本全国で使えるものであるののかに対し、日本全国で使えるものであるとのことでした。

図書カードを配布することでどのような効果が期待できるののかに対し、コロナウイルスの影響で学習の機会が減少している児童・生徒への学習支援効果が期待できるとのことでした。

留守家庭児童教室に携帯電話を購入するとのことだが、どのように活用するののかに対し、現在、各校区の留守家庭児童教室は、密にならないように各校区のコミュニティーに分散して行っている。その分散した留守家庭児童教室用の携帯電話であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第47号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、第三者行為とは交通事故に関連するもののかに対し、加害者である第三者からの交通事故などの加害行為とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第47号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第47号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第53号 輪之内町空家等対策協議会設置条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 輪之内町空家等対策協議会設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第6、議第48号 令和元年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第52号 令和元年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、令和元年度決算特別委員会に審査を付託してあります。したがって、これから決算特別委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員長 上野賢二君。

○令和元年度決算特別委員長(上野賢二君)

令和元年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

令和2年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、9月7日、8日の両日にわたり、協議会室にて全委員出席の下、執行部側より町長はじめ関係職員出席の下に審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき、各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、本委員会に付託されました議第48号から議第52号までを一括議題といたしました。

議第48号 令和元年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、最初に議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

主な質疑は、監査委員の報酬は幾らかに対し、識見の監査委員は7,500円で、議会選出の監査委員は6,500円とのことでした。

議会選出の監査委員と識見の監査委員の報酬額に差があるのはなぜか、責任の重さが違うのかに対して、識見の監査委員は、代表監査委員として議会で決算審査報告をする等のほか、あすわ苑の監査委員にもなっているとのことでした。

なお、監査委員の報酬額が低いため見直すべきであるという意見がありました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

主な質疑は、財産管理は総務課になるのかに対し、普通財産は総務課、行政財産は担当課、総合的には経営戦略課であるとのことでした。

火葬場の跡地で一村総持となっている土地は町有地ではないのかに対し、登記上、一村総持になっている場合は町の所有ではない。なお、町所有の土地であれば普通財産として管理していると認識しているが、いま一度洗い出し等を含め調査するとのことでした。

職員スキルアップ研修の内容は何か、また効果はあったのかに対し、時間外削減のための働き方改革研修、メンタルヘルスライン研修を実施した。効果については、引き続き職務の見直しや職員への声かけ等を実施していくとのことでした。

職員が参加する海外研修はあるのか、効果はあるのかに対し、令和元年度はヨーロッパへ1名研修に行っており、レポートを提出させている。今後は職員の前で発表させ、行政課題の共有を図りながら、研修内容をアウトプットではなくアウトカムの研修にしていきたいとのことでした。

自己都合により退職した5名の経験年数と理由は何かに対し、退職者は若い年代が多かった。事務職員2名は、他の市役所が受かったため退職し、保育教諭2名も町外からの勤務だったため、居住地近くで仕事を見つけた。保健師は、家族の介護のため退職したとのことでした。

職員採用について、大卒の募集ばかりで高卒の採用はないのかに対し、事務職員の募集は大卒から大卒程度としており、年齢要件はあるが高卒でも受験は可能であり、学歴で判断しているわけではないが、他市町の採用条件を調査してみるとのことでした。

再任用を決定する際に健康面は考慮しているのかに対し、再任用の申請時に健康状態を自己申告してもらっており、健康状態も次年度の任用の可否に含まれているとのことでした。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

主な質疑は、防災行政無線戸別受信機について、入りが悪く外部アンテナが必要な地区があると聞いたが、どのように対応しているのかに対し、周囲の建物の立地状況等により無線が聞きづらい地域があることは把握している。その場合は外部アンテナを設置することによって対応しているとのことでした。

防災行政無線の保守点検はどういった内容なのかに対し、各屋外拡声子局の電波状況や蓄電池の状況をはじめ、消防団に貸与している移動系無線などについて総合的に点検を行っているとのことでした。

豪雨の際に雨音が大き過ぎて無線が聞こえないことが想定されるが、その対応はどうするのかに対し、今回のデジタル化工事の際に近々の災害の状況を勘案し、スピーカーの性能を上げる、モーターサイレンを設置するなどし、対応しているとのことでした。

消火栓設置工事の新設工事はどういう条件で行っているのか、また住宅の新築の際にのみ設置するのかに対し、今回設置した消火栓については、南波地内と大吉新田地内の2か所であるが、いずれも半径80メートルの範囲に既設消火栓がなく、設置したものと

なる。町の基準では、既設消火栓から半径80メートル以内に消火栓が設置されていない場合に設置する旨が定められており、付近に住宅が何戸以上ないといけないという決めはない。ただ、大前提として75ミリ以上の水道管が布設していないと設置できないとのことでした。

消火栓に関してホース等の附属備品の整備は区で行っているのか、またそれに対して町から助成はできないのかに対し、現在のところ、ホース等の備品については区での管理をお願いしており、消防団で使用していたホースの区に対する払下げやコミュニティ助成事業を活用し、整備していただくよう周知している。ホース等備品の整備に対する町の補助制度の創設については、地域の防災力の底上げを目指し、今後検討していくとのことでした。

水防倉庫の機材について管理や点検は行っているのか、消防団や水防監視員に対する訓練を実施してはどうかに対し、水防倉庫については、町内の水防監視員に管理をお願いしているほか、町職員も年に1度、水防倉庫内の機材について点検を行っている。水防訓練については、消防団において定期的に行っていくよう協議するとのことでした。

常備消防の設立に対する見通しはどうかに対し、南分署について改築の時期が近づいているところではあるが、管理者の考え方は、基本的には現位置ということになっている。社会状況の変化を念頭に、引き続き要望を行っていくとのことでした。

大藪コミュニティ防災センターの利用について、一定の利用者が予約で押さえてしまい、住民のコミュニティ活動ができない状況と聞いたがどうかに対し、大藪コミュニティについて、習字など固定の利用者がいるのは把握しているが、全ての時間帯を押さえてしまっている状況ではなく、格段他を排除するような使い方はしていないと認識しているとのことでした。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

主な質疑は、信用金庫から借入れをする際、今の金利は幾らかに対し、令和元年度の町債を発行した実績では、借入利率は0.29%とのことでした。

前年度の決算剰余金（繰越金）について、その使途に制限はあるのか。地方財政法では、決算剰余金の2分の1以上の額を基金に積む、もしくは地方債の繰上償還の財源に充てなければならないとあったと思うが、輪之内町はどうかに対し、確かに委員が言われるとおりである、できれば輪之内町もそのようにしたいと思っているとのことでした。

インナービューティー&農業コラボ事業は、どのような内容でどのような効果があったのかに対し、インナービューティーとは若い女性の間で流行しているダイエット法で、旬の食材、栄養素が豊かな食材、伝統調味料等を摂取しながら体の内側から健康な体をつくる、特に腸を整える食事療法である。この趣旨に賛同した9軒の農家さんがもうかる農業の一つとして、総面積6反7畝の畑で、無農薬、化学肥料不使用の有機野菜を栽培して、東京や大阪などへ出荷しているとのことでした。

Wi-Fi設備を整備した14か所の避難所はどこかに対し、町体育センター、町民センター、ふれあいセンター、小・中学校校舎4か所、小・中学校体育館4か所、こども園3か所とのことでした。

ふるさと応援寄附金の推移はどうかに対し、平成30年度までは好調に推移し、特に平成30年度は多くの寄附が集まった。しかしながら、令和元年度に返礼品の基準の見直し、新制度施行があり、寄附額の30%以下、かつ地場産品（輪之内町にゆかりがあるもの）とされたため、これにより令和元年度の寄附額は大幅に減少したとのことでした。

ふるさと応援寄附金の返礼品の柱となっているものは何かに対し、令和元年度の実績によると、1番が飛騨牛、2番が御膳米、3番が軍手とのことでした。

飛騨牛は、岐阜県の指定により県下の全市町村が返礼品として扱えるようだが、輪之内町の地場産品は飛騨牛ではなく、徳川将軍家御膳米のほうである。徳川将軍家御膳米について、もっと返礼品としてニーズが高まるようPRや戦略を練ること、併せて販路拡大につなげてもらいたいとの提言がありました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

主な質疑は、時間外勤務の管理はどのようにしているのかに対し、出退勤や時間外勤務の申請と承認は、全てシステム上で管理、処理しているとのことでした。

軽自動車税を不納欠損すると車検は受けられないのか、また廃車できるのかに対し、納税証明が発行できないので車検は受けられないが、廃車はできるとのことでした。

納税証明書を要しない原付自転車や農耕用車両の滞納者への指導はどうしているのかに対し、他の税目と同様に文書催告等を行い、状況把握をした上で、該当車両を使用していないようであれば、その際に廃車の手続を指導しているとのことでした。

滞納整理において滞納者宅には足を運んでいるのかに対し、基本的には臨戸は行っていないが、滞納者の生活実態を把握する意味で赴くことはある。その結果、生活実態があれば、改めて文書催告等を実施しているとのことでした。

標準宅地の63地点はメッシュで設定され、評価されているのか、また評価額は上がっているのか、下がっているのかに対し、63地点は、例えば県道沿いや集落、工場用地など用途が似ている区域の中で選定した地点である。標準宅地の評価額は、不動産鑑定士に委託し、鑑定評価してもらっている。当町の評価額は、全体的には下がりぎみであるとのことでした。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

主な質疑は、決算書及び決算説明書を職員全員に配付してはどうかに対し、配付する職員は主に係長以上としているが、決算書等の書類は、必要に応じて全職員が閲覧等ができるとのことでした。

次に、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

主な質疑は、岐阜羽島駅行きのバスを見かけるが、利用者がいない。もっと小さなバ

スにしたら経費が減るのではないかに対し、バスの管理は名阪近鉄バスに委託しており、小さなバスへの変更については要望していくとのことでした。

ごみの収集量は、平成30年度と令和元年度、それぞれどのような状況なのか、また可燃ごみや粗大ごみの処理量が増えている、主な理由は何かに対し、平成30年度は、可燃ごみ1,216.1トン、不燃ごみ206.7トン、粗大ごみ52.1トン、令和元年度は、可燃ごみ1,246.2トン、不燃ごみは131.6トン、粗大ごみ65.2トンとのことでした。また、可燃ごみなどの増量要因については、新型コロナウイルス感染症の外出自粛による在宅時間が増えた影響があるのではないかとのことでした。

南波の最終処分場の維持費が高い、維持費の補填のため、搬入の条件を改めてはどうかに対し、条件内容の見直しについて検討していくとのことでした。

デマンドバスの運行時間延長の実証実験はいつから行っているのかに対し、7月から半年間行うとのことでした。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

主な質疑は、婚活サポート事業はどこに委託し、成果は出たのかに対し、社会福祉協議会に業務委託している。平成26年度から年2回の婚活イベントを実施しており、これまで成婚数は1組であるとのことでした。また、今年度は9月6日に実施され、1組のカップルが成立しているとのことでした。

陶芸指導員賃金について、利用者が負担したらどうか、また利用者数は何名かに対し、賃金については、焼き上げ時の火の管理等、指導員にお願いする工程もあることから、町が負担しているとのことでした。利用者数は、月平均20名程度とのことでした。

要介護度の重い人は障害者手帳を所持できるのではないかと、手帳申請についてどう周知しているのかに対し、主治医やケアマネジャーの方からの周知が可能であるとのことでした。

こども園の臨時保育教諭が23人いるが、正職員に採用されるべきではないかに対し、希望する職員には職員採用試験の受験を勧めている。なお、今年度から会計年度任用職員として採用されているとのことでした。

安八温泉利用券の購入枚数は何枚かに対し、令和元年度は1,084枚だが、今年度は新型コロナウイルスで一時休業したことが影響し、購入枚数が減少しているとのことでした。

特定不妊治療費助成金について補助の制限はあるのか、また助成金の申請は何件あったのかに対し、助成金は、5年間に限り1人10回まで補助を受けられる。令和元年度の申請者は、女性9人で、計21件あり、その結果、6人出生したとのことでした。なお、男性の不妊治療は、平成27年度の制度開始から申請者はいないとのことでした。

子供の数が減少している中、助成金の申請に回数制限をなくすべきではないかに対し、今後検討していくとのことでした。

高齢者介護予防事業におけるホームヘルプ、デイサービスの利用状況は何人かに対し、令和元年度、ホームヘルプは49人、デイサービスはゼロ人とのことでした。なお、このサービスは要介護度で自立と認定され、本来介護保険サービスを受けられない方を対象に実施するものとのことでした。

ふれあいセンターの利用人数は何人かに対し、令和元年度の延べ利用人数は、年間約7,000人とのことでした。

プレミアム付商品券の購入者数は何人かに対し、対象者数は、住民税非課税者890人、子育て世帯主233人、計1,123人、購入者数は、住民税非課税者318人、子育て世帯主233人、計551人とのことでした。

敬老祝金の内訳はどのようになっているのかに対し、77歳、80歳、88歳、90歳、99歳の196人、100歳祝金の対象者1人、計197人に118万3,000円を支給したとのことでした。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

主な質疑は、転入者に配付する徳川将軍家御膳米はどれくらいの量で価格は幾らかに対し、2キロ入りを配付し、価格は788円とのことでした。

移住体験ツアーについて、どこの地域から応募があったのか、またどのような魅力を輪之内町に感じて行ってみようと思われたと考えられるのかに対し、大阪圏にお住まいの方が応募され、まず輪之内町を体験していただくものなので、理由は様々あると思うが、輪之内町での子育てや自然、農業などに興味がある方だと思われるとのことでした。

同じく移住体験ツアーについて、新型コロナウイルス感染症蔓延によりツアーは中止になったが、何に予算を使ったのかに対し、ツアーは中止となり、輪之内町にお越しいただくことはできなかったが、参加者募集のホームページの制作や、移住に関心がある方への情報提供、アンケート等による応募者の情報収集などに使われているとのことでした。

ジャンボタニシ駆除は、どこに作業を委託しているのか、またジャンボタニシを減少させるための良案はないのかに対し、事業は輪之内町シルバー人材センターに委託している。暖冬の影響もあったが、全県的にも被害が多いということなので、現在、県が対策を検討しているとのことでした。

プレミアム商品券発行事業補助金について、その補助金の内訳は何か、また発行枚数と利用場所を考えると商工会の負担が多いのではないのかに対し、補助金360万円の内訳は、プレミアム分として300万円、事務費等に5万円、金融機関に支払う換金手数料として55万円である。確かに商工会の会員である個人事業者で使われている額は少ないかもしれないが、商工事業者にも頑張ってもらいたいとの思いもあり、続けていくとのことでした。

街路灯事業について、新設の基数は何基か、また委託金で返還が生じているが、返還せずに、たとえ数基でも新設を増やすことはできないのかに対し、新設は20基である。

要望は多く承っているが、ばらばらと新設を行うと単価も高くなる。今後の対応については検討するとのことでした。

多面的機能支払交付金事業について、事務は指導を強化し、各地域で行うこととし、事務費として各地域から支払っているお金を地域で使用できるようにできないかに対し、提出する書類の書き方がややこしいといった声や、事務も煩雑で大変ということで、団体を一本化して事務員を置いている。現状のやり方でのメリットを感じていただけるように会議で検討していくとのことでした。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

主な質疑は、地区面積が楡俣北部より四郷南部のほうが大きいのに総事業費が少ないのはなぜかに対し、新型コロナの影響で国・県が一括して予算を確保することが難しい状況であり、暗渠排水整備をほ場整備とは別事業の耕作条件改善事業に変更したためであるとのことでした。

中郷新田の暗渠排水についても耕作条件改善事業で実施するのかに対し、その予定である。県の中期計画には位置づけてあり、予算が確保されれば実施される。まずは主要地方道羽島・養老線より北を計画しているとのことでした。

また、町外への視察研修もよいが、町内のほ場整備済み地区の状況を参考に、どのようにすれば管理・運営がうまくいくのか、現状をよく見て計画に反映させてほしいとの提言がありました。

企業誘致の進捗状況はどうかに対し、楡俣北部地区について2社と交渉していたが、新型コロナの影響により中断していた。近々面談を再開する予定であり、造成工事を先行しつつ、今後、住民説明会を行っていくとのことでした。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、除草工事の単価はどのようになっているのかに対し、県のシステムで積算しており、工事により除草の難易度で堤防除草と道路除草の単価の違いがあるとのことでした。

次に、教育委員会所管分について教育課長から説明を受けました。

主な質疑は、特別支援教育推進事業にあるLDとはどのような学習障がいであり、どのように指導を行っているのかに対し、LDとは読み書き能力や計算力などの算数機能に関する特異的な発達障がいの一つである。特別支援学級で指導したり、特別支援教育支援員が学習指導を行っているとのことでした。

中学校と給食センターの光熱水費を抑えるために太陽光発電の設置を検討してはどうかという意見がありました。

中学校部活動や町スポーツクラブには町から補助金が出ているが、頑張っ県大会に出場するスポーツ少年団に対し、町からの支援はないのかに対し、スポーツ少年団には、町スポーツクラブから一律5万円の補助金を出している。県大会については、県大会の

ある少年団とない少年団があるため、代表者会議で話し合うとのことでした。

議第48号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第48号 令和元年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第49号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、住民課長から説明を受けました。

主な質疑は、不納欠損にしたのはどういう理由なのかに対し、外国人の国外転出や時効が要因とのことでした。

資格者証は何人発行しているのかに対し、発行人数はゼロ人とのことでした。

議第49号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第49号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第49号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第50号 令和元年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

主な質疑は、後期高齢者のみの世帯と子供が同居している世帯を比較して、世帯の所得によって保険料は異なるのかに対し、世帯主及び被保険者の合計所得金額によって均等割額が軽減される場合があるとのことでした。

議第50号について質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第50号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第50号 令和元年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議第51号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

主な質疑は、子供に障がいがあると分かるのはいつ頃かに対し、ダウン症や染色体異常は生まれたとき、自閉症は1歳半健診時に、その他の障がいは、その後の健診で分かるとのことでした。

議第51号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第51号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第51号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第52号 令和元年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、職員の給料は一般行政職か技術職かに対し、一般行政職とのことでした。

下水道事業受益者負担金は、公共ますを設置した方に対する負担金かに対し、下水道

の整備によってますを設置し、下水道施設を利用できるようになった方から頂く負担金とのことでした。

受益者負担金を徴収できなくてもますを設置したのかに対し、下水道工事を施工する前に公共ますを設置するか設置しないかの意向を聞き、設置された方に対して翌年度に賦課しているとのことでした。

下水道事業受益者負担金の収入未済額が約236万円計上してあるが、何世帯あるのかに対し、約30世帯とのことでした。

公共ますを設置して受益者負担金が未納の方は、下水道に接続する意思がないのかに対し、未納になってはいるが下水道に接続する意思がないわけではなく、督促状の送付や、職員が訪問して徴収に努めているとのことでした。

議第52号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第52号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第52号 令和元年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、令和元年度決算特別委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第48号 令和元年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第48号 令和元年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第49号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 令和元年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第50号 令和元年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 令和元年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第51号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第51号 令和元年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第52号 令和元年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第52号 令和元年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第7、議第55号 令和2年度防災用備蓄品及び備品購入事業に係る売買契約の締結についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長(荒川 浩君)

それでは、議第55号について御説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

議第55号 令和2年度防災用備蓄品及び備品購入事業に係る売買契約の締結について。地方自治法第96条第1項第8号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に付した防災用備蓄品及び備品購入事業について、下記のとおり売買契約を締結する。令和2年9月15日提出、輪之内町長でございます。

今回の防災用備蓄品及び備品購入事業につきましては、今議会で御承認いただきました補正予算（第3号）に計上した予算において、地方創生臨時交付金を活用して執行したものでございます。

それでは、契約内容について、下記の内容を御説明いたします。

1. 契約件名は、令和2年度防災用備蓄品及び備品購入事業。2. 納入場所、輪之内町四郷2530番地の1。3. 契約金額4,606万2,500円、うち消費税が418万7,500円。上記のうち議決案件を要する備品購入費については2,461万7,340円、うち消費税が223万7,940円でございます。4. 契約の相手方は、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防でございます。

今回の指名競争入札は、9月11日に執行させていただきました。指名業者は6者で、落札率は92%でございました。

今回の購入事業における備品購入の内訳は、蓄電池、これは専用ソーラーパネル1枚が入っておりますが、それを14台、保管庫3棟、エアテント及び電動エアポンプユニット、合わせて3棟、発電機が3基、トイレ用テント8張り、災害用マンホールトイレ2台で、締めて2,461万7,340円でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第55号の討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第55号 令和2年度防災用備蓄品及び備品購入事業に係る売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第8、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

発案者から趣旨説明を求めます。

田中政治君。

○9番(田中政治君)

発案書。

発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を次のとおり発案する。令和2年9月15日提出。提出者、輪之内町議会議員 田中政治、賛成者、輪之内町議会議員 高橋愛子、同じく賛成者、輪之内町議会議員 上野賢二、同じく賛成者、輪之内町議会議員 土井田崇夫。輪之内町議会議長 小寺強様。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減

に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減税補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。令和2年9月15日、岐阜県安八郡輪之内町議会。衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山東昭子様、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣 高市早苗様、厚生労働大臣 加藤勝信様、経済産業大臣 梶山弘志様、内閣官房長官 菅義偉様、経済再生担当大臣 西村康稔様、まち・ひと・しごと創生担当大臣 北村正吾様。

以上でございます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長(小寺 強君)

これで本日の日程は全部終了しました。

令和2年第3回定例輪之内町議会を閉会します。

12日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びになりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午後2時05分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月15日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 浅野 重行

署名議員 田中 政治